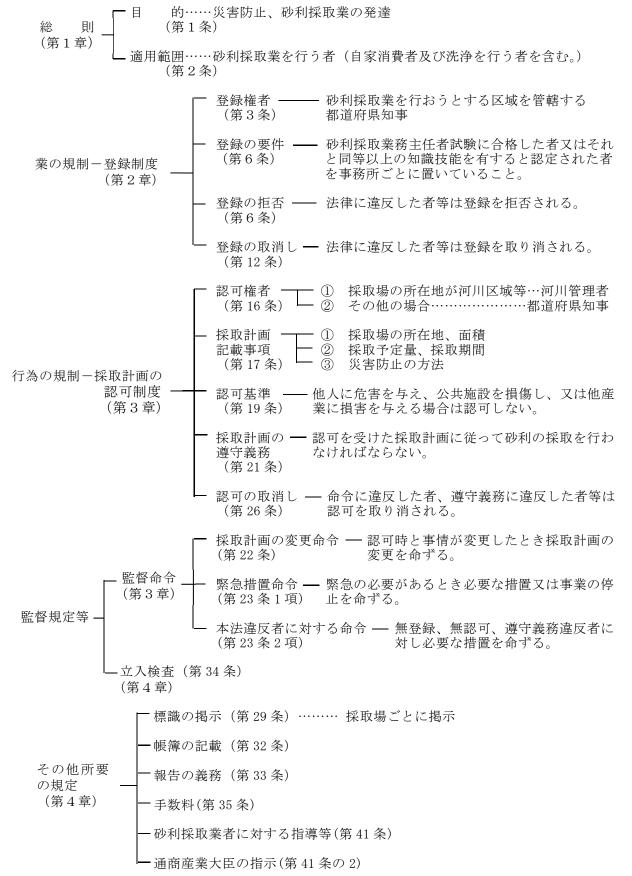
# 第7章 砂利採取

## 第1節 砂利採取法の概要

## 1 砂利採取法の体系



### 2 砂利採取法の解説

(1) 砂利採取法の目的(第1条)

砂利採取法は砂利採取に伴う災害を防止し、あわせて砂利採取業者の健全な発達に資することを目的として制定された法律です。

#### ※砂利とは

砂利類は粒径の小さな順に砂、砂利、栗石、玉石と呼ばれており、粒径がおおむね30cm以内のものが「砂利」として、砂利採取法の適用を受けます。

粒径が 30cm を超えるものは一般的には転石と呼ばれ、法律的には採石法上の 岩石として取り扱われます。

#### ※土と砂の違い

砂は、細かく砕けた岩石の粒であり、基本的に有機物は含まれず、保水力に乏 しく栄養もないため植物が育ちにくい。

土は、砕けた岩石が粗い粉状になったもの、生物の死骸、落ち葉や倒木などの 腐植物、微生物などを含んでおり、砂に比べて保水力があり、有機物が含まれ ているため植物が育ちやすい(砂利採取法の対象外)。

#### (2) 登録と業務責任者

砂利採取業(砂利、砂、玉石の採取又は洗浄を行う事業)を行おうとする者は、都 道府県知事の登録を受けなければなりません。なお、登録にあたっては事業所ごとに 砂利採取業務主任者試験に合格した者を置かなければなりません。

### (3) 採取計画の認可(第16条)

登録を受けることによって、砂利採取業者としての資格ができますが、実際に砂利等を採取しようとするときには採取場ごとに採取計画を定め、知事又は河川管理者 (採取場が河川区域もしくは河川立体区域もしくは河川保全区域又は河川保全立体区域にかかるものに限る)の認可を受けなければなりません。

#### (4) 砂利採取法と河川法

砂利採取に伴う河川区域内の土地の形状変更や工作物の設置の許可(河川法第 26 条 1 項、第 27 条 1 項、第 55 条 1 項) は、採取計画の認可を受けたことによって、河川 法上の許可も受けたこととみなされます(砂利採取法第 27 条 1 項)。

しかし、財産的権利を取得する河川法第25条の許可は別途必要です。

## (5) 関係機関への通報 (第36条3項)

採取計画については砂利の掘削による直接的な災害の防止のみでなく環境の保全、 交通対策等、多方面からこれをチェックしておく必要があり、知事又は河川管理者は 採取計画の認可の申請等があったとき、及びこれらに対して認可又は不認可の処分を 行ったときには、関係市町長に通報しなければなりません。

なお、申請があったときの通報については、砂利運搬車による交通事故を防止する ため市町長への通報に準じて、公安委員会にも通報しなければなりません。

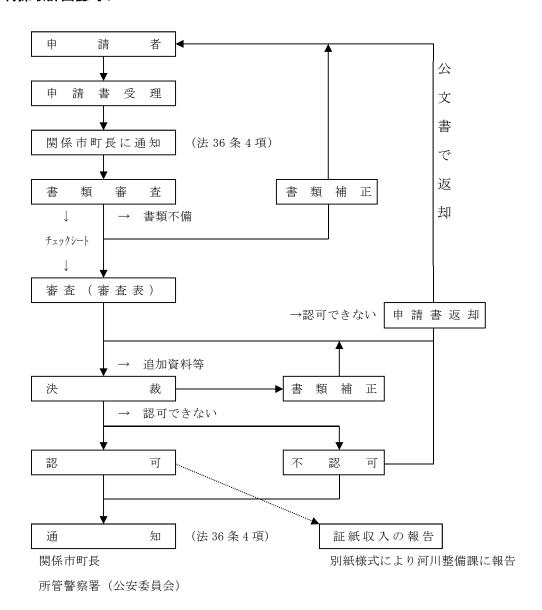
## (6) 保安対策、監督処分等(第12条1項、第34条、第45~48条)

都道府県知事は砂利採取業者が採取計画に違反した採取を行ったときなどに登録を 取り消したり、一定期間の事業の全部又は一部の停止を命じることができます。

都道府県知事及び河川管理者は、その職員に砂利採取業者の事務所や採取場等に立ち入らせ帳簿や関係書類を検査させ、必要事項について質問させることができ、必要な監督処分を行うことができます。さらに、これらの違反者に対しては懲役、罰金等の罰則規定も定められています。

これらの砂利採取法に定められた処分のほか、河川区域、河川保全区域内の採取行為については、砂利採取法の採取計画の認可を受けたことによって、河川法の土地形状変更等の許可も受けたものとみなされることから、直接河川法に基づく許可を与えていなくても採取計画の認可内容や条件に違反しているものに対して、河川法に基づく監督処分や罰則を適用することもできます。

### 3 砂利採取計画認可フロー



## 第2節 砂利採取計画認可審査手続き

- 1 申請書及び添付図書(砂利の採取計画等に関する規則第3条)
  - (1) 申請書

砂利の採取計画等に関する規則(昭和43.8.2通商産業省・建設省令第1号)様式第1

(2) 位置図

砂利採取場の位置を示す縮尺5万分の1の地図

- (イ) 掘さくの位置
- (中) 運搬路線(国・県道までの経路を表示)
- (ハ) 沈殿池の位置等を記入すること
- (3) 見取図
  - (イ) 砂利採取場内における掘さく、又は切土の場所
  - (ロ) 除去した表土及び廃土の堆積場所
  - (ハ) 汚濁水処理施設の設置場所
  - (二) 砂利採取場周辺の道路、学校、人家、農地、農業用施設等の隣接物件の存在状況 について記入したもの
- (4) 実測平面図

掘さく又は切土にかかる土地の実測平面図とし、採取区域の字名、地番を記入した もの

(5) 実測縦断図及び実測横断図

掘さく又は切土にかかる土地の実測縦断図及び実測横断図に当該土地の計画地盤面 を記載したもの

- ※ 防災面に配慮した形状になっているか、また、採取計画が複数年にわたるときは、最終の計画が明記されているか、確認してください(必要に応じて、最終計画図を添付させてください。)。
- (6) 土量計算書
- (7) 登録通知書の写し(法第3条の登録を受けていることを示す書面)
- (8) 砂利採取場を管理する事務所の名称及び所在地、業務主任者の氏名並びに採取監督 計画を記載した書面
- (9) 申請者が砂利の採取を行う権限を有することを示す書面(または、権限を取得する 見込みが充分であることを示す書面
  - (イ) 自己の土地・・・・・・当該土地にかかる登記簿謄本
  - (p) 他人の土地・・・・・・当該土地において砂利を採取する旨を内容とする土地所有権者 耕作者等と申請者との間の契約書の写しまたは砂利を採取する ことについての土地所有権者の同意書
- (10) 他の行政庁の処分を必要とするときは、処分を受けていることを示す書面または受ける見込みに関する書面

許可、認可その他の行為を行った行政庁が発行した証明証もしくは許可書等の写 しまたは認可書もしくは認可通知書の写し(処分があったか否かを示すだけでな

- く、採取量、採取期間等その処分の内容をも明らかにする書面) 受ける見込みに関する書面とは、他の行政庁に提出した許可、認可その他の処分 の申請書の写しです
- (11) 跡地の埋め戻しを行うときは、埋め戻し土砂等が確保されていることを示す書面または確保される見込みが充分であることを示す書面及び砂利採取場までの運搬経路を記載した書面
  - (4) 自己の土地において確保するとき・・・・・・その旨を記載した書面
  - (p) 他人の土地において確保するとき・・・・・・・・当該土地において土砂等を確保する旨を内容とする土地所有権者との間の契約書の写しまたは土砂等を採取することについての土地所有権者の同意書
  - (ハ) 購入するとき・・・・・・購入契約書の写し
- (12) 砂利の搬出の方法及び搬出経路を記載した書面

砂利の搬出の方法は、砂利を搬出する主体、砂利運搬車の種類、砂利運搬車の1 日あたりの台数等を記載すること

搬出経路は砂利採取場から国道または県道に至るまでを記載することになっているが、堆積地まで記載する等、国道及び県道以外でも計画の明確なものは記載すること

- (13) その他参考となる事項を記載した図面または書面
  - (イ) 砂利洗浄水の取水方法
  - (p) 国道または県道に至るまでに私人(土地改良区等を含む。)の管理する道路を通行する場合には、当該道路を通行する権限を有することを証する書面

## 2 審査基準

- (1) 砂利採取法第16条の認可申請及び第20条1項の変更認可申請 「砂利採取計画認可基準」
- (2) 河川法第25条の許可申請

「河川砂利採取規制基本要綱」

「河川砂利採取規制基本要綱運営要領」

- (3) 上記により砂利採取に伴う災害防止の立場から審査するが、特に汚濁水、ヘドロの 処理方法、採取跡の処理方法については、申請図書に明記させ、十分審査する必要 があります。
- (4) 砂利採取期間

砂利の種類	河川砂利	陸 砂 利	山砂利	海 砂 利	洗净
採取期間	100 日以内	1年以内	3年以内	6ヶ月以内	3年以内

(5) 申請書の提出部数

正本1通及び当該砂利採取場が所在する市町の数に2を加えた数の写し。

## 3 手数料等

### (1) 手数料の徴収

砂利採取計画の認可等を受けようとする者は、手数料を納付しなければなりません。 この手数料は、申請書に所定の金額の兵庫県収入証紙を貼り付けて納付させ、その 申請書の紙面と証紙の彩紋にかけて証紙消印を鮮明に押印してください。

採取計画の認可: 33,900円

採取計画の変更の認可:15,000円 ※平成30年4月現在

※ 使用料及び手数料徴収条例第2条第2項

- ・ 河川管理者として行うもの (別表第3の25)
- ・ 河川管理者として行うもの以外 (別表第4の47)

## (2) 証紙収入の報告

砂利採取計画の認可等を行った場合、別紙報告様式により認可書(条件書付き)の 写しを添付して、その月分を翌月の8日までに河川整備課に報告してください。

## (3) 土石採取料の徴収

土石の採取許可(河川法第25条)を受けた者は、「河川の流水占用料等の徴収等に関する条例」に定める金額の土石採取料を納付しなければなりません。

流水占用料等は、占用等の許可を受けたときに納めることになっているので(条例 第2条2項)、許可量に基づき算定した土石採取量を土石採取の着手前に納付するよ う指導してください。

※ 国土交通省許可についても通知を受けた許可内容により同様に徴収してください。

## 4 認可書様式等

## ※ 認可権者が知事と河川管理者では様式が異なることに注意

### 【河川管理者用】

兵庫県指令 第 号

令和 年 月 日付けで申請のあった

につい

ては、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 25 条及び砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号) 第 16 条の規定に基づき別紙のとおり許可及び認可する。

この処分について不服がある場合は、1.この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、兵庫県知事に対して審査請求すること、及び2.この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する 裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

令和 年 月 日

兵庫県〇〇県民局長 (〇〇土木事務所)

## 【河川管理者用】

別 紙

- 1 河川の名称 川水系 川
- 2 採取の目的
- 3 採取の場所及び面積
- 4 掘削量
- 5 採取する砂利等の種類及び数量

種 類	数量
砂利	立法メートル以内
砂	立法メートル以内
掻込砂利	立法メートル以内
玉 石	立法メートル以内
	立法メートル以内
合 計	立法メートル以内

- 6 採取の期間令和年月日おで日間
- 7 採取の方法
- 8 災害防止の方法
  - (1) 洗浄工程

汚濁水の	
処理方法	
ヘドロの	
<ul><li>ヘドロの</li><li>処理方法</li></ul>	
その他	

- (2) 土地の掘削跡地の埋め戻し、その他
- 9 水切りの方法及び設備

- 10 工作物の設置等
  - (1) 名称又は種類
  - (2) 構造又は能力
  - (3) 工期令和年月日から令和年月日まで

### 11 採取料金

## 12 条 件 ※標準的なもの

- (1) この許可及び認可を受けた者は、採取の期間中、砂利採取法第 29 条に定める標識を設置し、かつ、採取区域を明らかにするため、土木事務所長の指名する職員立会いのうえ、標杭(0.1メートル角、長さ2.0メートルの白ペイント塗り、杭頭赤ペイント塗り)を設置すること。これらの標識及び標杭の設置が完了した後でなければ、採取に着手してはならない。
- (2) 次の各号に掲げる場合は、速やかに土木事務所長に届け出ること。 ア この許可及び認可にかかる期間内に、この許可及び認可にかかる採取量に満た ないで採取を取り止めたとき。

イ 天災その他やむを得ない理由によって採取又は掘削を行うことができないとき。

- (3) この許可及び認可にかかる掘削及び採取を完了したときは、すみやかに土木事務所長に届け出て検査を受けること。
- (4) この許可及び認可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生じる支障については、この許可及び認可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (5) この許可及び認可にかかる採取又は運搬に起因して河川管理施設その他の工作物 を損傷したときは、直ちに土木事務所長に届け出てその指示に従うこと。

## 【知事用】

兵庫県指令 第 号

**令和** 年 月 日付けで申請のあった については、砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号)第 16 条の規定に基づき別紙のとおり許可及び認可する。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、公害等調整委員会に対して最低の申請をすることができます。

さらに、公害等調整委員会の裁定書の正本が到着した日から 60 日以内に、東京高等裁判 所に対し、国を被告として当該裁定の取消しの訴えを提起することができます。

令和 年 月 日

兵庫県〇〇県民局長 (〇〇土木事務所)

## 【知事用】

別 紙

- 1 採取場所の区域
  - (1) 採取の場所

(2) 採取区域の面積 平方メートル

2 採取する砂利等の種類及び数量

種 類	数 量
砂利	立法メートル以内
砂	立法メートル以内
掻込砂利	立法メートル以内
玉 石	立法メートル以内
	立法メートル以内
合 計	立法メートル以内

3 全体の掘削又は切土の総量

立法メートル

4 採取の期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 日間

- 5 採取の方法及び採取のための設備その他の施設
  - (1) 採取の方法

機械掘り 手掘り

(2) 採取のための設備その他の施設

採取の	採取設備	採取設備その他の施設		掘削をする土地		   その他	
工程	種類	能力	数	面積	深さ	~ ( 7)1世	

- 6 災害の防止のための方法及び施設
  - (1) 掘削工程

除去した土等の	
処 理 方 法	
掘削時の土砂崩れ	
の防止方法	
廃土石の処理方法	
その他	

## (2) 洗浄工程

汚濁水の 処理方法	
ヘドロの 処理方法	
その他	

## 7 条件 ※ 標準的なもの

(1) この認可を受けた者は、採取(洗浄を含む。以下同じ。)の期間中、砂利採取法第29条に定める標識を設置し、かつ、採取区域を明らかにするための標識(標柱又は浮標)を設置すること。

これらの標識の設置を完了した後でなければ、採取に着手してはならない。

- (2) 次の各号に掲げる場合は、速やかに土木事務所長に届け出ること。
  - ア この認可にかかる期間内に、この許可及び認可にかかる採取量に満たないで採取を取り止めたとき。
  - イ 天災その他やむを得ない理由によって採取又は掘削を行うことができないと き。
- (3) この認可にかかる掘削及び採取を完了したときは、すみやかに土木事務所長に届け出て検査を受けること。
- (4) この認可を変更するときは、変更の認可を受けること。

# 認可申請チェックシート(事務審査編)(Mo.1)

審	查事項	審査	備    考
	( 共 通 項 目 )	結果	(申請者への指示事項等)
表式力きませ	○中津老の公司 「互及放力」で主教生放ぶつ		
認可申請書	○申請者の住所、氏名等及び連絡先等が記		
	載されているか。		
	○法人等の代理申請の場合、適法な委任状		
	が添付されているか。		
	○申請の根拠条項は記載されているか。	]	
	●変更の場合、変更の内容、変更の理由が		
	記載されているか。		
	○砂利採取場の区域(河川名)は明確に記		
	載されているか。		
	○採取をする砂利の種類及び数量は適正		
	に記載されているか。		
	○採取期間は適切に記載されているか。		
	○砂利採取の方法及び採取のための設備		
	その他の施設に関する事項が記載され		
	ているか。		
	○砂利の採取に伴う災害の防止のための	]	
	方法及び施設に関する事項は記載され		
	ているか。		
	○採取をした砂利の水切りの方法及び設		
	備その他の施設に関する事項は記載さ		
/	れているか。		
位置図	○採取を計画している場所が分かる程度		
	の図面(縮尺 1/50000 以内) が添付され		
	ているか。		
見取図	○採取場内における掘さくまたは切土の		
	場所が記載されているか。		
	○除去した表土及び廃土の堆積場所は記		
	載してあるか。		
	○汚濁水処理施設の設置場所は記載して		
	あるか。		
	- ○ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※		
	の隣接物件の存在状況が記載されてい		
	るか。		
実測平面図	○採取計画に係る現況を表示するのに適		
天侧十川凶			
	当な実測平面図は添付されているか。		
	(縮尺 1/100~1/2000 程度以内)		
	○実地測量に基づいて作成されているか。		
	(現地状況を測量した図面か)	ļ	
	○採取する範囲が朱色で表示されるなど		
	特定できる内容か。		
	●官民境界線 (協定している場合)、河川区	]	
	域線、河川保全区域線等が記載されてい		
	るか。		
	るか。		
	.∾ № .0	l	

審	査 事 項	審査	備考
	( 共 通 項 目 )	結果	(申請者への指示事項等)
実測平面図	○測量の年月日及び測量の資格(職)氏名		
	印(製図者が別の場合には、その者の資		
	格印を含む)があるか。		
	○縦・横断図の縦・横断線の記載はあるか。		
求積図	○採取を行う土地(河川敷)の求積図は添		
	付されているか。		
	○小数点第2位まで記載されているか。		
	○面積計算に誤りはないか。		
	○確認できる求積表が添付されているか。		
	(座標値だけになっていないか)		
	○平面図に記載されている形状と求積図		
	の形状は一致しているか。		
	○認可申請書記載の数量と求積の数量は		
	一致しているか。		
	○作成者の職氏名印はあるか。		
横断図	○採取に係る実測断面図は添付されてい		
縦断図	るか。		
,,,,,,,	<ul><li>○実地測量に基づいて作成されているか。</li></ul>		
	(現地状況を測量した図面か)		
	○平面図の断面記載箇所と合致している		
	カ <sub>2</sub> 。		
	- ~。 ○掘さくまたは切土に係る土地の計画地		
	盤面は記載されているか。		
	●官民境界線 (協定している場合)、河川区		
	域線、河川保全区域線等が記載されてい		
	るか。		
	○計画地盤面、計画水位(H. W. Lーハイ・ウォー		
	ター・レベル) 又は既往最高水位が記載され		
	ているか。		
	○測量の年月日及び測量の資格(職)氏名		
	印(製図者が別の場合には、その者の資		
	格印を含む)があるか。		
砂利の運搬	○砂利の搬出方法、搬出する主体、砂利運		
の方法及び	搬車の種類、1日あたりの砂利運搬台数		
搬出計をを	等は記載されているか。		
記載した書			
面			
採取場所に	○申請者が申請場所で砂利の採取を行う		
係る土地登	権限を有することを示す書面は添付さ		
記簿等	れているか。		
	・自己の土地:土地登記簿謄本		
	・他人の土地:砂利採取を行う旨の土		
	地所有者等との契約書の写し、もし		
	くは同意書		
L	(101.4/B/E	<u> </u>	1

(No. 3)

審	查 事 項 ( 共 通 項 目 )	審査結果	備 考 (申請者への指示事項等)
跡地の埋め 戻しを行う 場合	●埋め戻し土砂が確保されていることを示す書面が添付されているか。 ・自己の土地:土地登記簿謄本 ・他人の土地:土砂を採取する土地の所有者等との契約書の写し、もしくは同意書 ・購入する場合:購入契約書の写し		
土量計算書	○適正に計算されているか。		
その他必要書類	<ul> <li>○砂利採取業の登録通知書の写しが添付されているか。</li> <li>○採取監督計画書は添付されているか。</li> <li>○砂利採取業務主任者の資格を証する書面は添付されているか。</li> <li>●他の行政庁の処分を必要とするときは、処分を受けていることを示す書面または受ける見込みに関する書面は添付されているか。</li> <li>●国道、県道に至るまでに私人(土地改良区等を含む。)の管理する土地を通行する場合には、当該通路を通行する権限を有することを証する書面が添付されているか。</li> </ul>		
	  ○現況カラー写真は添付されているか。 		

注1: ●印は、申請内容により必要となるものです。

注2: 位置図は、申請場所が特定できる縮尺のもので結構です。例えば、住宅地図でも 構いません。

注3: 面積は、座標計算で算出できますが、面積を確認するため、三斜法による計算表 を添付させるようにしてください。求積は、小数点第3位以下を切り捨てた小数点 第2位でそれぞれの面積(三角形の底辺と高さの積)を小数点第4位まで求め、そ の総合計について2除した後小数点第2位に止めて作成します。

## 第3節 砂利採取法の施行関係

### 1 砂利採取法の運用及び解釈について

(昭和 43 年 8 月 29 日付け 43 通商産業省化局第 446 号·建設省河政発第 87 号 通商産業省化学工業局長・建設省河川局長通達) 最終改正平成 9 年 9 月 1 日

砂利採取法(昭和43年5月30日法律第74号)および同法の附属法令は、昭和43年8月29日から全面的に施行されることとなりましたが、下記事項に御留意のうえ、同法の施行に遺憾のないようにして下さい。

記

## I 砂利採取法の運用および解釈について

## ○第2条(定義)関係

- 1 砂利の形態を呈しているものであっても、母岩からの成因関係が明らかであって、その母岩があった位置またはこれに近接して賦存しているものは、岩石として採石法 (昭和25年法律第291号)の適用を受け、砂利採取法の適用はない。具体的な事例 で砂利か岩石かの区別が明らかでない場合には、その取扱いについて通商産業局に協議するものとする。
- 2 砂利と土とが混じり合っているものを採取する場合に砂利が相当程度含まれていると きは、本法の適用があるものとする。盛土、埋立等に使用するために採取する場合 は、通常は本法の対象とはならない。
- 3 生コンクリート工場において、ミキサー車に残った残涬を再使用するために行なう洗 浄は、本条の「砂利の洗浄」には該当しない。
- 4 (1)「砂利採取業」というためには、反覆、継続して砂利の採取を行なうものでなければならない。例えば、個人が庭を修理するために一時的に砂利を採取する場合等は、「砂利採取業」には該当しない。
  - (2) 道路工事、林道工事、港湾工事、宅地造成工事、土地改良工事、その他の建設工事の施行箇所において生ずる砂利の採取は、「砂利採取業」には該当しない。ただし、宅地造成工事および土地改良工事であっても、他の箇所で使用する目的をもって砂利の採取を行なっているものは「砂利採取業」に該当する。
  - (3) 河川管理者が河川工事又は河川の維持のために河川区域内において行なう砂利の採取(いわゆる現場採取)は、直営方式によると請負方式によるかを問わず、河川工事、または河川の維持そのものであり、本法にいう「砂利採取業」ではない。港湾工事、漁港工事、海岸保全工事、砂防工事および治山工事についても同様である。
  - (4) 碁石用、装飾用等の特殊の用途に使用するための少量の原石の採取は、本条の「砂利採取業」には該当しない。

## ○第3条(登録)関係

1 「事務所」とは、砂利採取業を行なううえでの本拠、いいかえれば、具体的に砂利採取場を選定し、それを購入し、採取計画の立案およびその認可の申請等の事務をつか さどり、また砂利採取場の維持管理を行ない、現実の採取活動について指示監督をす るとともに、災害が生じた場合は、その防止措置に関する指令を発し、必要があれば 損害賠償の折衝の任に当たるような業務を行なう場所をいう。しかし、これらの業務 をすべて行なう必要はなく、例えば、砂利採取場の選定、購入だけを行なっていると ころも、「事務所」であるし、砂利採取場の選定、購入については、権限を有しない が、具体的な採取活動についての権限を有しているようなものは「事務所」に該当す る。

- 2 一般的に商法上の本店、支店は「事務所」に該当するが、単に砂利の販売だけを行なっているところは「事務所」ではない。また、商法上の本店、支店以外にも、採取活動の本拠たる性格を備えていれば、本法の「事務所」に該当する。
- 3 砂利採取場におかれている現場事務所は、一般的には本条の「事務所」には該当しない。しかし、その人的構成、物的施設の整備状況等からみて1年程度以上の永続性をもって設置され、かつ、休息所的な性格をこえているものは、「事務所」に該当する。
- 4 全国的に支店を有しているような企業が一区域に限って砂利採取業を行なおうとする場合には、本法の趣旨を考えて、砂利採取業を行なう地域の支店だけを「事務所」として登録すれば足りる。

### ○第4条(登録の申請)関係

- 1 申請書に記載する業務主任者は、それぞれの事務所に1人以上とする。
- 2 業務主任者は、他の事務所または他の砂利採取業者の業務主任者となることは認めないものとする。ただし、同一人が砂利採取業を行なう事業協同組合等の団体の業務主任者と当該団体の構成員たる砂利採取業者の業務主任者とを兼ねることは、業務の遂行上支障がない場合にあってさしつかえないものとする。
- 3 砂利採取業者または砂利採取業者が法人である場合における当該法人の役員が業務 主任者となることは妨げない。ただし、法人の監査役は、商法第276条の規定により、 業務主任者となることはできない。

## ○第5条(登録およびその通知)関係

- 1 登録番号は、登録行政庁が直ちに判別できるように都道府県知事登録にあっては、原則として、番号の頭に都道府県名の初めの2文字をつける(例えば、「東京第○○○号」)ものとし、通商産業局長登録にあっては、番号の頭に通商産業局の初めの1文字および「通」の字をつける(例えば、「東通第○○○号」)ものとする。
- 2 登録手数料は、登録をするか否かの審査に要した経費を補填するものであるので、登録を拒否する場合でも返還する必要はない。他の手数料も同様である。

## ○第8条(承継)関係

- 1 本条は、いわゆる承継のうち、事業の全部譲渡並びに相続及び合併の場合のみを登録 の特例として認めているものであり、これら以外の場合は、法第3条の登録が必要で ある。
- 2 第1項の「その事業の全部を譲り渡し」とは、本法において砂利採取業者としての地位を得るために必要とされる要件をすべて充足する形で事業を譲渡した場合である。 したがって、例えば、被承継人が認可を受けた採取計画の土地が賃貸借契約に基づい

たものである場合は、承継人がこれらの賃貸借の移転を受け、当該土地において砂利の採取を行うことについて権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることが必要であり、これに該当しない場合には砂利採取業者の地位の承継は認められない。

#### ○第16条(採取計画の認可)関係

- 1 (1)砂利の採取に際して河川法第25条の許可を受ける必要がある場合において、当該許可をすることができないときは、本条の採取計画の認可はしないものとする。
  - (2) 河川法第25条の許可を受ける必要がある場合には、原則として、同条の許可申請と本条の採取計画の認可申請を同時に行なわせ、これらに対する処分も同時に行なうものとする。同時申請を行なう場合において、添附すべき書類が同一のものについては、いずれか一方に添附すれば足りるものとする。
- 2 事業協同組合等の砂利採取業者の団体については、その様態および従来の河川法上の 取扱いに応じて、次のように取り扱うものとする。
  - (1) 団体が法人格を有し、かつ、定款で砂利採取をその事業として定めている場合
    - (4) 団体が団体自身の事業として砂利の採取を行なうものであるときは、団体に対し採取計画の認可をするものとする。この場合、団体が登録を受けていなければならない。
    - (n) 団体が団体自身の事業として砂利の採取を行なわないものであるときは、団体の個々の構成員に対し、採取計画の認可をするものとする。この場合、個々の構成員が登録を受けていなければならない。
    - (ハ) 団体が団体自身の事業として砂利の採取を行なわない場合で、従来、団体に対して河川法上の許可をしているときは(ロ)にかかわらず採取量および採取の場所について個々の構成員ごとに内訳を明示して、団体に対し河川砂利について採取計画の認可をすることができるものとする。この場合登録は個々の構成員が受けていなければならない。ただし、砂利採取業の協業化促進の見地から特に必要と認められるときは、団体が登録を受けていれば、個々の構成員は登録を受けていなくともよいものとする。なお、この場合、業務主任者は、原則として各構成員ごとに置くものとする。
  - (2) 団体が法人格を有しないか、または法人格を有していても定款上砂利採取をその 事業として定めていない場合は、原則として(1)の(n)に準じて取り扱うものとする が、従来団体に対して河川法上の許可をしているときは、採取量および採取の場所 について個々の構成員ごとに内訳を明示して、団体に対し河川砂利について採取計 画の認可をすることができるものとする。この場合、個々の構成員が登録を受けて いなければならない。
  - (3) (1)の(ハ)および(2)の場合における法第26条による認可の取消し等の処分は、個々の構成員に対して行なうが、この場合には当該団体に対しても十分な指導監督を行なうものとする。

- (4) 従来、河川法上の許可をしている法人格のない団体に対しては、早急に法人格を取得するよう指導するものとする。
- 3 1人の業務主任者が同時に災害防止の責任者となり得る砂利採取場の数は、十分に現場監督を行ない得る範囲内のものでなければならない。従って、採取計画の認可の申請があった場合に、1人の業務主任者が数個の砂利採取場の責任者となる結果事実上現場監督を行なうことができないような採取計画については、認可してはならない。
- 4 (1) 砂利の採取に係る行為に関し、他の法令により行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とする土地については、採取期間、採取量、採取の方法等について許可、認可その他の処分の内容と整合性を保つため、都道府県の砂利担当部局(河川管理者である場合を除く。) は当該法令担当部局と連絡、協議を行ない、その協議がととのった上で処理するものとする(河川管理者が行なう場合であっても必要に応じ当該法令担当部局に連絡・協議を行なうものとする。)。
  - (2) 特に農地における砂利の採取については、従来の経緯にかんがみ、農地法の規定による転用の許可と採取計画の認可との整合性を保つため、転用許可申請と採取計画の認可申請とを同時に行なわせるものとし、その処分に関する具体的な調整の方法については別に定めるところによるものとする。
- 5 国または地方公共団体の発注した建設工事であって、一定の区域から砂利を採取するよう指定された場合において、採取計画の認可権者と国または地方公共団体との間で 法第 43 条の規定による協議が成立したときは、受注者は本条の採取計画の認可を受けることを要しない。
- 6 河川区域等以外の区域において都道府県知事が採取計画の認可(法第20条第1項の 採取計画の変更の認可および法第22条の変更命令を含む。)をする場合において、 河川の管理に影響を及ぼすおそれがあるときまたはその砂利採取場の区域が河川法 第56条第1項に規定する河川予定地に含まれるときは河川管理者に、農業に影響を 及ぼすおそれがあるとき(砂利採取場が農地であるとき、砂利採取場が農地または農 業用施設と接しているとき等)は都道府県の農地担当部局に、その砂利採取場の区域 が漁業法第10条または第136条の規定により漁業権の設定されている区域に含まれ るときは当該漁業権の免許をした者または都道府県の水産担当部局に、水産資源保護 法第15条の規定により保護水面の指定がなされている区域に含まれるときは当該 保護水面の管理者または都道府県の水産担当部局にそれぞれ協議するものとする。
- 7 河川管理者が採取計画の認可(法第20条第1項の認可を含む。)をしようとするときは、「河川の使用に関する処分についての協議要領」(昭和40年4月17日付け40農地A第797号、建河発第134号)に準じた協議を行なうものとする。

なお、この協議および本通達の第22条関係の協議のほか、本法の運用に当っては、河川管理者は、農業および漁業権に支障を与えることのないよう水産庁担当部局または都道府県の農業担当部局もしくは水産担当部局との間で十分意見調整を行なうものとし、その具体的方法については、別に定めるところによるものとする。

- 8 河川管理者が鉄道橋付近の砂利の採取について採取計画の認可をしようとするときは、「砂利採取法の運用に関する覚書(昭和43年3月26日付け鉄総第176号、建設省河政発第26号)によるものとする。
- ○第20条(変更の認可等)関係

次の場合は、本条の「変更」にあたらない。

- (1) 採取用機械を同じ型式の採取用機械に置き換えるとき。
- (2) 採取期間の短縮または採取量の減少を行なうが、他の採取方法、災害防止の方法等はまったく変更しないとき。

#### ○第21条(遵守義務)関係

1 「認可採取計画に従って砂利の採取を行なわなければならない」には、砂利の採取跡の埋めもどしまたは廃土の処理を認可採取計画に定めるとおり行なわなければならないことを含む。

## ○第22条(認可採取計画の変更命令)関係

- 1 本条の変更命令が発動されても直ちに採取計画が変更されたことになるのではなく、 命令を受けた砂利採取業者が採取計画を変更して、その変更の認可を申請することを 義務づけるだけである。この場合も変更の認可の手数料を徴することができるのは当 然である。
- 2 河川管理者が本条の命令をしようとする場合において、その命令が農業用水利使用に 係る問題に起因するときは、都道府県の農林担当部局に、その命令が漁業権に影響を 及ぼすおそれがあるときは、当該漁業権の免許をした者または都道府県の水産担当部 局に協議するものとする。

#### ○第23条(緊急措置命令等)関係

- 1 第2項の「第21条の規定に違反して砂利の採取を行なった者」には、法第21条の 規定に違反して砂利の採取を行ない、第2項の命令をする時には、すでに砂利採取業 を廃止している者も含まれる。
- 2 本条の命令に違反して砂利採取業者が必要な措置をとらないときは、行政代執行等必要な措置を講ずるものとする。
- ○第24条(廃止の届出)関係

本条の届出があったときは、必要に応じ現地調査を行ない、採取跡の埋めもどしがなされているか等採取計画の遵守状況について確認するものとする。

○第 26 条(認可の取消し等)関係

本条の処分を行なうときは、事前に公開による聴聞を行なわなければならない(法第38条)が、登録権者と認可権者が同一である場合において、認可を取り消すと同時に登録を取り消そうとするときは、登録の取消しの聴聞と認可の取消しの聴聞とを同時に行なうことができる。

## ○第29条(標識の掲示)関係

1 標識は原則的には、砂利採取場に一つでよいが、その面積が広大であるような場合に は、適宜数個の標識を立てるよう指導するものとする。 2 海砂利を採取する場合の標識の掲示の方法としては波打際、または採取船に掲示させる方法等が考えられるが、それぞれの取締りの便宜等を考慮して望ましい方法を採用するものとする。

#### ○第36条(通商産業大臣への通報等)関係

砂利運搬車による交通事故を防止するため、採取計画の認可権者は、採取計画の認可の申請等があったときは、第3項の関係市町村への通報に準じて、その旨を砂利採取場を管轄する都道府県公安委員会に通報するものとする。この場合に添附すべき書類は①採取計画の認可申請書または変更認可申請書②砂利採取場からの砂利の搬出の方法および当該砂利採取場から国道または都道府県道に至るまでの砂利の搬出の経路を記載した書面の写しとする。

## Ⅱ 砂利採取業者の登録等に関する規則の運用および解釈について

- ○第2条(登録の申請)関係
  - 1 第2項第2号の書面は、業務主任者試験合格証、または業務主任者認定証を複写した もので足り、都道府県知事の証明書までは必要としない。
  - 2 第2項第4号の業務主任者が申請者の従業員であることを証する書面は、雇用証明書または雇用契約書の写しとする。
  - 3 第2項第5号の砂利採取業経歴書には、申請者自身が砂利採取業を行なった経歴とと もに、他人の砂利採取業に従事した経歴をも記載させるものとする。

#### ○第4条(承継の届出)関係

- 1 第2項第1号中「事業の全部の譲渡しがあったことを証する書面」とは、承継人が承継した認可採取計画の土地において砂利の採取を行うことについて権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面及び砂利の採取にかかる行為に関し、他の行政庁の許可、認可、その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面をいう。
- 2 第2項第3号の書面を提出しなければならない場合は、相続人が1人であるとき及び相続人が共同して相続した場合である。この場合の相続証明書(株式第6)の備考2の「証明者」は、親族が望ましいが、誰が証明者として適当であるかは相続人と証明者との個人的関係によるところが大きいので、特に特定はしない。
- 3 第2項第4号の「法人の登記簿の謄本」とは、合併の登記をした登記簿の謄本をいう。

### ○第12条(認定の申請)関係

第1号の「証する書面」とは、次の各号に掲げるものとし、「疎明する書面」とは、次の(n)から(=)に掲げるものとする。

- (イ) 通商産業局が旧砂利採取法(昭和31年法律第1号)第4条等に基づき発行する証明書
- (ロ) その他公的機関の発行する証明書
- (ハ) 責任ある民間団体の発行する証明書
- (二) 作業日誌その他証明力のある書面

#### Ⅲ 砂利の採取計画等に関する規則の運用および解釈について

○第2条 (採取計画に定めるべき事項) 関係

本条の「採取をした砂利の水切りの方法および設備その他の施設に関する事項」は、砂利の運搬中に砂利運搬車から汚濁水が流れて道路を汚泥化する等の被害を防止するための事項をいい、砂利採取場に水切り場を設置して、一定時間そこに堆積させた後に場外に搬出すること等が考えられる。

### ○第3条(認可の申請)関係

- 1 第1項の様式第1(備考)4で「採取をする砂利の種類および数量」に「全体の掘さく、または切土の総量」を併記させる趣旨は、全体の総量に見合った採取の方法、災害防止施設等が採用されているか否かを審査するためである。砂利の種類別の数量を明らかにできないときは、全体の掘さく量だけでもよい。
- 2 第2項第2号の見取図には、砂利採取場内における掘さく、または切土の場所、除去 した表土および廃土の堆積場所、汚濁水処理施設の設置場所等の状況を示すとともに、 砂利採取場周辺の道路、学校、人家、農地、農業用施設等の隣接物件の存在状況の概 略を示さなければならない。
- 3 第2項第5号の書面は、法第5条第2項の規定に基づく通商産業局長または都道府県 知事の登録通知書を複写したもので足り、通商産業局長または都道府県知事が発行し た証明書までは必要としない。また、登録を担当する部局と採取計画の認可を担当す る部局が同一であるときなど採取計画の認可権者が申請者が登録を受けているとい うことを熟知している場合にはこの書面を提出させるにはおよばない。
- 4 (1) 第2項第7号の「申請者が権原を有することを示す書面」としては、次のようなものが適当である。
  - (イ) 自己の土地において砂利の採取を行なおうとするときは、当該土地に係る登記 簿の謄本
  - (p) 他人の土地において砂利の採取を行なおうとするときは、当該土地において砂利を採取する旨を内容とする土地所有権者、耕作者等と申請者との間の契約書の写しまたは砂利を採取することについての土地所有権者等の同意書
  - (2) 第2項第7号の「権原を取得する見込みが十分である」とは、採取をしようとする土地を購入することまたは砂利を採取することについて土地所有権者等と意見の一致をみているが、契約の細部の条件が未決定であるというような場合である。この場合は、土地所有権者等の同意書を提出させるものとする。
- 5 (1) 第2項第8号の「その処分を受けていることを示す書面」とは、許可、認可、その他の処分を行なった行政庁が発行した証明書もしくは許可証等の写しまたは許可証もしくは許可通知書等を複写したものをいう。この場合に、処分があったか否かを示すだけでなく、その処分の内容(例えば採取量、採取の期間)をも明らかに示す書面でなくてはならない。
  - (2) 「受ける見込みに関する書面」とは、他の行政庁に提出した許可、認可その他の処分の申請書の写しをいう。

- 6 (1) 第2項第9号の「埋めもどしのための土砂等が確保されていることを示す書面」 とは、次のものをいう。
  - (4) 自己の土地において埋めもどしのための土砂等を確保するときは、その旨を記載した書面
  - (p) 他人の土地において埋めもどしのための土砂等を確保するときは、当該土地において土砂等を採取する旨を内容とする土地所有権者と申請者との間の契約書の写しまたは土砂等を採取することについての土地所有権者の同意書
  - (ハ) 他から埋めもどしのための土砂等を購入するときは、その購入契約書の写し
  - (2) 第2項第9号の「確保される見込みが十分である」とは、埋めもどしのための土砂等を採取する土地を購入すること、または埋めもどしのための土砂等を採取することについて土地所有権者と意見の一致をみているが、契約の細部の条件が未決定であるというような場合または、埋めもどしの土砂等を購入することについて相手方と意見の一致をみているが、契約の細部の条件が未決定であるというような場合である。

この場合は相手方の同意書を提出させるものとする。

- (3) 埋めもどしのための土砂等を採取する場合にも災害が発生しないよう必要に応じ指導するものとする。
- 7 (1) 第2項第10号の書面には、砂利採取業者自身が砂利を搬出する場合にとどまらず、砂利採取業者から砂利を購入する者または運送事業者が砂利を搬出する場合をも記載するものとする。
  - (2) 第2項第10号の「砂利の搬出の方法」とは、砂利を搬出する主体、砂利運搬車の種類、砂利運搬車の一日当たりの台数等をいう。
- 8 第2項第11号の「その他参考となる事項を記載した図面または書面」とは、
  - ① 砂利の洗浄水を河川から取水する場合は、河川法第23条の許可を受けたことを証する書面またはその許可申請書の写し
  - ② 国道または都道府県道に至るまでに私人(土地改良区等を含む。)の管理する道路を通行する場合には、当該道路を通行する権限を有することを証する書面等をいう。

### ○第8条(帳簿の記載)関係

- 1 第2項第3号の「汚濁水の処理」とは、汚濁水の処理のために投入した薬品の種類および量、放流の際の濁度、汚濁水処理施設の管理状況等をいう。
- 2 本条の帳簿の体裁は、カード、伝票式のものでもよい。

## ○第9条(報告)関係

本条の報告は定期的なものであるが、これ以外にも、災害が発生した場合等必要に応じ、個別に報告を徴収することは妨げない。

## 2 新砂利採取法の施行に伴う許認可事務等の取扱について

(昭和43年11月8日付け河第548号土木部長通達)

先般の砂利採取法の全面改正に伴い、昭和 43 年 8 月 1 日付けで行政組織規則(昭和 36 年 兵庫県規則第 4 0 号) および地方機関処務規程(昭和 43 年兵庫県訓令甲第 8 号)の一部が改正され、砂利の採取計画の認可等に関する事務は土木部河川課ならびに土木事務所、東播磨工業地帯建設局、尼崎港管理事務所および姫路港管理事務所(以下「関係地方機関」という。)の所管とされ、同時に当該事務にかかる権限は関係地方機関の長へ全面的に委任されたが、このたび「砂利採取許認可事務等取扱要綱」を別紙のとおり定めたので、下記事項に留意のうえ、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

記

#### 1 経過措置

この法律は、昭和 43 年 8 月 29 日から施行することとされ(附則第 1 条砂利採取法の施行期日を定める政令)、この日以降に砂利採取業を行なおうとする者には全面適用されるが、この法律の施行の際現に砂利採取業を行なっている者はこの法律の施行の日から 60 日間(昭和 43 年 10 月 27 日まで)に登録の申請をすればよい。また登録の申請をして登録を受けた者は、当該登録を受けた日から 30 日間に採取計画の認可の申請をすればよいものであること(附則第 4 条)。

なお、この法律の施行の際現に砂利採取業を行なっている国または地方公共団体は、この法律の施行の日から 60 日間は採取計画の認可を受けないで砂利の採取を行なうことができるものであること。(附則第5条)。

## 2 国および地方公共団体に対する適用

この法律の規定は、第2章(登録)、第35条(手数料)および第5章(罰則)の規定を除き、国および地方公共団体にも適用があるものとされ、この場合においては砂利採取業を行なう国または地方公共団体と認可権者である都道府県知事または河川管理者との協議が成立することをもって採取計画の認可または変更の認可があったものとみなされるものであること。(第43条)

### 〇砂利採取許認可事務等取扱要綱

#### 第1総則

### 1 目 的

この要綱は、土木事務所長及び港管理事務所長及び東播磨工業地帯建設局長(以下「所長等」)という。)が、砂利採取法(昭和43年法律第74号)の規定に基づいて行なう砂利の採取計画の認可等に関する事務並びに河川法(昭和39年法律第167号)の規定に基いて行なう砂利の採取の許可等に関する事務の取扱いについて定めることを目的とする。

### 2 定 義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (4) 砂利採取業

砂利(砂および玉石を含む。)の採取(洗浄を含む。)を行なう事業をいう。

(1) 河川砂利

指定区間内の一級河川および二級河川にかかる河川区域および河川保全区域内の土地に賦存している砂利をいう。

(ハ) 国有河川敷

河川区域内の土地のうち、河川管理者がその権原に基づき管理する土地をいう。

(二) 民有河川敷

河川区域内の土地のうち、河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地をい う。

#### 3 基本方針

- (1) 砂利採取業者に対し、砂利の採取に伴う災害を防止し、砂利採取業の健全な発達を図るよう必要な指導および助言に努めること。
- (2) 砂利の採取にかかる許可をし、その許可を取り消し、その許可の効力を停止し、または許可の条件を変更するにあたっては、河川の管理その他公益の保持に支障がある場合を除き、砂利採取業の運営を考慮して行なうこと。

### 4 国及び地方公共団体の取扱

国及び地方公共団体については、河川管理者または知事と協議が成立することをもって認可をしたこととみなされる(砂利採取法第43条)が、審査等にあたっては砂利採取業者と同様に取扱うこと。

#### 第2 河川砂利の採取

### 1 申請手続

- (1) 採取計画の認可および採取の許可
  - (4) 国有河川敷における砂利採取については、砂利採取法第16条(採取計画の認可)の認可と河川法第25条(土石等の採取の許可)の許可申請を同時に行なわせること。なお、洗浄用水を河川から取水する場合には、河川法第23条(流水の占用の許可)の許可申請を、砂利採取のための工作物等を設置するために国有河川敷を利用する場合には同法第24条(土地の占用の許可)の許可申請とを同時に行なわせること。
  - (p) 民有河川敷における砂利採取については、砂利採取法第 16 条の認可申請を行なわせること。
  - (ハ) 河川保全区域内の土地における砂利採取については、(イ)と同じ申請を行なわせること。河川予定地内の土地における砂利採取については、砂利採取法第16条の認可申請と河川法第57条(河川予定地内における行為の制限)第1項の許可申請とを同時に行なわせること。

### (2) 採取計画の変更の認可

認可をした採取計画の変更については、砂利採取法第20条(変更の認可等)第1項 の認可申請を行なわせること。

#### 2 申請書等の提出部数

(1) 砂利採取法第16条の認可申請

砂利の採取計画等に関する規則第3条(認可の申請)第1項に定める様式第1による申請書並びに同条第2項各号に掲げる添付図書の正本1通および当該砂利採取場が所在する市町の数に3(※現在は2です。)を加えた数の写とすること。

(2) 河川法第25条の許可申請

河川法施行規則第13条(河川の産出物の採取の許可の申請)第1項に定める様式第8の(甲)および(乙の3)による申請書並びに同条第2項第1号および第5号に掲げる添付図書の正本1通および写1通とすること。

(3) 砂利採取法第20条第1項の変更の認可申請

砂利の採取計画等に関する規則第4条(採取計画の変更の認可の申請)第1項に定める様式第2による申請書並びに第3条第2項各号に掲げる添付図書のうち採取計画の変更により記載内容の変更を必要とするものの正本1通および当該砂利採取場が所在する市町の数に3(※現在は2です。)を加えた数の写しとすること。

#### 3 審査基準

- (1) 砂利採取法第16条および第20条第1項の認可については、別途定める「砂利採取計画認可基準」により審査すること。(民有河川敷の認可については「砂利規制基本要綱運営要領」によること。)
- (2) 河川法第25条の許可の申請については、「河川砂利採取規制基本要綱」(昭和43年4月22日付河第234号土木部長通達)により審査すること。
- 4 本庁協議(※現在は廃止になっています。)

当分の間、次の各号に掲げる砂利採取について認可または許可の処分をしようとすると きは、当該申請書の写しに指令案を添えて土木部長の指示を受けること。

- (イ) 2,000立方メートルを超えるもの。
- (p) 3の審査基準に適合しないもの。
- (ハ) 他部課との協議を要すると判断されるもの。

#### 5 許認可処分

- (1) 認可または許可の処分をするときは、必要な条件を付けること。(砂利採取法第31条、河川法第90条)
- (2) 同時申請にかかるものにあっては、同時処分を行なうこと。
- (3) 認可処分に際しては、次の各号に掲げる砂利採取法の規定をとくに遵守するよう指導すること。
  - (4) 砂利採取業務主任者は、砂利の採取に伴う災害の防止に関し、砂利採取業者の登録 に関する規則(昭和43年7月18日 通商産業省令第80号)第7条(業務主任者 の職務)に定める職務を誠実に行なわなければならないこと。(法第14条第1項)

- (p) 砂利採取業者(以下本項において「業者」という。)は、認可にかかる採取計画を変更しようとするときは、「採取計画の変更認可申請書」(様式第2)およびその添付図書を提出して、変更の認可を受けなければならないこと。(法第20条第1項)
- (ハ)業者は、砂利採取法第18条(認可の申請)第1項第1号または第2号の事項に変更があったときは、遅滞なく「氏名等変更届書」(様式第3)を提出しなければならないこと。(法第20条第3項)
- (二)業者は、認可にかかる採取計画に従って砂利の採取を行なわれなければならないこと。(法第21条)
- (ホ)業者は、認可にかかる砂利採取場における砂利の採取を廃止したときには、遅滞なく「砂利採取廃止届書」(様式第4)を提出しなければならないこと。(法第24条)
- (^) 業者は、認可にかかる砂利採取場の見やすい場所に「砂利採取標識」(様式第5)を 掲げなければならないこと。(法第29条)
- (ト)業者は、砂利採取場を管理する事務所ごとに帳簿を整え、その業務に関し、砂利の 採取計画に関する規則第8条(帳簿の記載)第2項に定める事項を記載し、記載の 日から2年間保存しなければならないこと。(法第32条)
- (チ)業者は、砂利採取場ごとに「業務状況報告書」(様式第6)を作成し毎年4月末までに知事に提出しなければならないこと。(法第33条)(※現在の「砂利の採取計画に認可に関する規則」(平成12年3月31日規則第26号)第2条(別記様式)に該当します。)

### 6 料金の徴収

### (1) 手数料の徴収

採取計画の認可を受けようとする者は 2,000 円、変更の認可を受けようとする者は 1,000 円 (※平成 30 年 4 月現在では、認可申請 33,900 円、変更認可申請 15,000 円です。)の手数料を納付しなければならないこと。(砂利採取法第 35 条、砂利採取法施行令第 3 条)なお、この手数料は、県の収入とされているので、申請書に所定の金額の兵庫県収入証紙をはりつけて納付させ、その申請書の紙面と証紙の彩紋にかけて証紙消印を鮮明に押印すること。(収入証紙条例施行規則(昭和 39 年兵庫県規則第 4 3 号)第 3 条)

### (2) 土石採取料の徴収

土石の採取許可を受けた者は、「土石その他の河川産出物採取料表」(※現在の「流水占用料等の徴収等に関する条例」別表第3に該当します。)に定める金額の土石採取料を納付しなければならないこと。(河川法第32条、河川法施行令第18条、河川の流水占用料等の徴収に関する規則(昭和40年兵庫県規則第35号)第2条)この土石採取料は県の収入とされているので、所長等の発行する納入通知書によって指定された納期限までに納付させること。(同規則第4条、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第32条、第34条)なお、滞納を防止するため、原則として土石採取の着手前に納付を完了させるよう指導すること。

国および地方公共団体の行なう事業のために土石を採取するとき、または知事がとく

に必要があると認めたときは、申請により、土石採取料の全部または一部を免除することができる(同規則第3条)こと。

### 7 監督処分

- (1) 砂利採取法の規定に基づく監督処分
  - (イ) 認可採取計画の変更命令 (第22条)
  - (中) 緊急措置命令(第23条第1項)
  - (ハ)砂利採取法違反者に対する命令(第23条第2項)
  - (二) 認可の取消しまたは事業の停止命令(第26条)
- (2) 河川法の規定に基づく監督処分

河川法第75条(河川管理者の監督処分)の規定に基づく監督処分も行なうことができるものであること。

### 8 立入検査等

砂利採取法第34条(立入検査等)の規定に基づき、別途発行する立入検査証を関係者に提示することによって、砂利採取業者の事務所、砂利採取場その他その業務を行なう場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、または関係者に質問することができること。

なお、河川法第78条(許可を受けた者等からの報告の徴収および立入検査)の規定に 基づき、立入検査等も行なうことができること。

#### 9 報告の徴収

砂利採取法第 33 条 (報告の徴収)の規定に基づき、砂利採取業者に対し、その者にかかる砂利採取場ごとに作成した「業務状況報告書」(砂利の採取計画等に関する規則第 9 条、様式第 6)(※現在の「砂利の採取計画の認可に関する規則」第 2 条に該当します。)を毎年 4 月 15 日までに 4 通提出させ、そのうち 3 通を河川課へ送付すること。

なお、河川法第78条の規定に基づき、許可を受けた者から河川管理上必要な報告も徴することができること。

### 10 届出の受理

- (1) 軽微な変更の届出(砂利採取法第20条第2項) 省令未制定である。(制定次第通知する。)
- (2) 氏名等の変更の届出(同法第20条第3項)

採取計画の認可を受けた砂利採取業者は「氏名または名称および住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」または「登録の年月日および登録番号」に変更があったときは、遅滞なく「氏名等変更届書」(砂利の採取計画等に関する規則第5条、様式第3)を提出しなければならないこと。

(3) 廃止の届出(同法第24条)

採取計画の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可にかかる砂利採取場における砂利の採取を廃止したときは、遅滞なく、「砂利採取廃止届書」(砂利の採取計画等に関する規則第6条、様式第4)を提出しなければならないこと。

### (4) 用途廃止の届出 (河川法第31条)

河川法第31条(原状回復命令等)第1項の規定により、同法第26条(工作物の新築等の許可)の許可を受けて工作物を設置している者が、当該工作物の用途を廃止したときは、すみやかに、その旨を届けなければならないこと。

#### 11 通 報

(1) 登録権者への通報(砂利採取法第36条第1項)

砂利採取業者が認可を受けないで砂利の採取を行なったとき、または認可の取消しをしたときは、その旨を登録権者(通商産業局商工部軽工業課または県商工部工業課あて)に通報すること。

(2) 関係市町へ通報 (同法第36条第3項)

採取計画の認可の申請または変更の認可の申請(採取をする砂利の数量の増加または砂利採取期間の延長にかかものに限る。)があったときは、申請者(添付図書を含む。以下同じ。)の写を添えて、また、当該申請について認可または不認可の処分をしたときは処分書の写を添えて、関係市町長へ通報すること。

- (3) 警察署、国鉄および大阪陸運局への通報
  - (イ) 警察署への通報は、市町長への通報に準じて所轄警察署長に対して行なうこと。
  - (p) 国鉄および大阪陸運局への通報は、国鉄、鉄道建設公団または民営鉄道の鉄道橋の上下流それぞれ 500 メートルの範囲内において行なわれる砂利採取の採取計画を認可したときに、当該申請書および処分書の写を添えて、国鉄関西支社長または大阪陸運局長に対して行なうこと。
- 12 市町長等からの要請に対する措置

砂利の採取に伴う災害の発生するおそれがあるとして、市町長、警察署長、国鉄関西支 社長または大阪陸運局長から必要な措置を講じるよう要請があったときは、必要な調査を 行ない、その結果必要があると認められるときは、採取計画の変更命令等の必要な措置を とること。(砂利採取法第37条、砂利採取法の運用に関する覚書。)

### 13 聴 聞

砂利採取法第 26 条の規定による監督処分をする際には、同法 38 条 (聴聞)の規定に基づく公開による聴聞を行なわなければならないが、実施にあたっては、砂利の採取計画等に関する規則第 12 条 (聴聞会)から第 20 条までに定めるところにより行なうこと。

#### 14 その他

「土石採取許可事務処理要領」および「土石採取審査基準」(昭和 41 年 6 月 1 日付河第 293 号土木部長通達) は廃止する。

### 第3 河川砂利以外の砂利採取

- 1 申請手続
- (1) 採取計画の認可

河川砂利以外の砂利(準用河川または普通河川に賦存している砂利、陸砂利、山砂利、 その他すべての地域に賦存している砂利)の採取については、砂利採取法第16条の認

可申請を行なわせること。

なお、砂利の採取にかかる行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面または受ける見込みに関する書面が添付されていなければならないことに留意すること。

(2) 採取計画の変更の認可

第2 (河川砂利の採取) の1の(2)と同じ。

2 申請書および添付図書の提出部数

第2の2の(1)および(3)と同じ。

3 認可処分

第2の5に準じて取り扱うこと。なお、他の行政庁等の許可、認可、その他の処分を要する関係法令としてはおおむね次のとおりである。

- (4) 砂防法 (明治 30 年法律第 29 号)
- (中) 港湾法(昭和25年法律第218号)
- (ハ) 海岸法 (昭和 31 年法律第 101 号)
- (二) 漁港法 (昭和 25 年法律第 137 号)
- (ホ) 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)
- (^) 地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号)
- (上) 水產資源保護法 (昭和 26 年法律第 313 号)
- (升) 農地法 (昭和 27 年法律第 229 号)
- (リ) 森林法 (昭和 26 年法律第 249 号)
- (双) 自然公園法 (昭和32年法律第161号)
- (ル) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)
- (羽) 道路交通法 (昭和35年法律第105号)
- (切) 道路法(昭和27年法律第180号)
- (カ) 土砂を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和 42 年法律第 131 号)
- (3) 官民土石砂利並産物払下規程(大正2年告示第209号)
- (タ) 公共団体の管理する公共用土地物件の使用に関する法律(大正3年法律第37号)

### 4 準 用

審査基準、本庁協議、料金の徴収、監督処分、立入検査等、報告の徴収届出の受理、通報、市町長からの要請に対する措置および聴聞については、第2(河川砂利の採取)の当該項目に定めるところにより取扱うこと。

ただし、河川法の規定によるものについては準用しないものであること。

## 3 砂利採取計画認可基準

(昭和43年11月8日、河第549号土木部長通達) 最終改正平成9年4月1日

注:この基準は、通産省、建設省S43.10.2付「砂利採取計画認可準則」とほとんど等しいが、下線を付けた箇所は県独自の運用基準となっているので、特に注意されたい。「準則」については河川六法等参照のこと。

#### 第1総則

#### 1 目 的

この基準は、砂利採取法第16条(採取計画の認可)および第20条(変更の認可等)第 1項の規定に基づく認可の申請に対する審査基準(砂利採取法第19条(認可の基準)の 規定の運用基準)を定め、もって砂利の採取に伴う災害の防止を図ることを目的とする。

#### 2 定 義

- (1) この基準において「陸砂利」とは、平地に賦存している砂利をいうものとする。
- (2) この基準において「山砂利」とは、山または丘陵に賦存している砂利をいうものとする。
- (3) この基準において「河川砂利」とは、河川区域および河川保全区域に賦存している砂利をいうものとする。
- (4) この基準において「海砂利」とは、海浜地および海域に賦存している砂利をいうものとする。

#### 3 認可の条件

採取計画の認可に当っては、この基準に規定した認可の条件のほか、個々の事例ごとに 必要な事項を認可の条件として附することができる。

#### 4 経過措置

砂利採取法の施行の際現に砂利の採取を行なっている場合であって、この基準に適合しないものについては、当該砂利採取場の実状、附近の状況等を総合的に勘案して、砂利の採取に伴う災害の防止を図りつつ経過的に認可することはやむを得ないが、できるだけすみやかにこの基準に適合させるよう措置するものとする。

### 第2 河川砂利の採取

## 1 採取量

採取量は、当該河川の状況、採取方法等を考慮して適正なものでなければならない。

### 2 採取の期間

採取の期間は、<u>100 日以内</u>において、当該河川の状況、採取量、採取方法等を考慮して 適正なものでなければならない。

### 3 災害防止の方法等

#### (1) 掘さく等

## ① 掘さく等の場所

掘さく等(掘さく、切土その他の土地の形状を変更する行為で砂利の採取に伴うものをいう。以下同じ。)の場所は、次の各号の一に該当するものであってはならない。

- イ 当該掘さく等により河川管理施設または許可工作物の維持管理に支障を与える おそれのある区域内であること。
- ロ 当該掘さく等により河岸、流路、河床等の維持管理に支障を与えるおそれのある 区域内であること。
- か 前各号に掲げるもののほか、当該掘さく等により河川管理上支障を与えるおそれのある区域内であること。

### ② 掘さく等の方法等

- イ 掘さく等の方法等は、原則として次の各号に適合するものでなければならない。
  - (イ) 河川区域又は堤外の河川保全区域における掘さくの深さは認可をする際の河 床から2メートル以内のものであること。
  - (ロ) 採取量に比して不相応な能力を有する機械設備を使用しないものであること。
  - (ハ) 掘さくに伴う危険を防止するために必要な措置を講ずるものであること。
  - (二) 前各号に掲げるもののほか、当該掘さくにより河川管理上支障を生じないものであること。
- ロ 採取計画の認可をする場合においては、掘さく等の方法等に関し、少くとも次の 各号に掲げる事項を内容とする条件を付して行なわなければならない。
  - (4) 掘さくは、局部的な深堀を生じないように行なうこと。
  - (p) 掘さくは、<u>日曜日および祝日ならびに夜間(日没から日の出まで)において</u>、 行なわないこと。
  - (n) 掘さく等の着手と完了の際には、河川管理者の指定する職員の立会検査を受けること。
  - (二) 出水時の措置として、機械設備については、堤内への搬出、けい留等必要な措置を講ずること。
  - (ホ) 掘さく等の区域を示す標抗 (<u>0.1 メートル角、長さ 2.0 メートルの白ペイント</u> 塗り、杭頭赤ペイント塗り。) を設置すること。

### (2) 水洗、選別等

- ① 砂利の水洗、選別等は河川区域内の土地または堤外の河川保全区域内の土地において行なうものであってはならない。ただし、河川の状況および採取事業の規模等からやむを得ないと認められるもので、かつ、河川管理上支障がない場合にはこの限りでない。
- ② 堤内の河川保全区域内における水洗、選別等については第3の3の(4)に準ずる。

#### (3) 砂利の堆積

河川区域内の土地または堤外の河川保全区域内の土地において砂利の堆積(一時的なものを除く。)を行なうものであってはならない。

#### (4) 水切り

砂利の運搬の際の水たれを防止するための措置は、第3の3の(6)に適合しているものでなければならない。

### (5) 採取跡の処理

- ① 河川区域または堤外の保全区域における砂利の採取については、掘さくの跡地を河 川管理上支障のないように整地するものでなければならない。
- ② 堤内の河川保全区域における砂利の採取については、河岸又は河川管理施設に支障を及ぼすおそれがあるときは埋めもどしを行なうものでなければならない。

#### (6) 運搬路およびその他の工作物

① 採取計画の認可をする場合においては、運搬路に関し、次の条件を付して行なわなければならない。

イ 運搬路として使用する堤防は、必要やむを得ない区間に限ること。

- ロ 運搬路は、常に河川管理上支障のない状態に保つこと。
- ② さん橋等附属の工作物は河川管理上支障のないものでなければならない。

#### 4 そ の 他

(1) 砂利の採取に関する規制計画を定めている場合においては、以上に掲げるほか、当該 規制計画に基づいて採取計画の認可をするものとする。

### (2) 準 用

堤内の河川保全区域における砂利の採取については、この章に別段の定めがある場合を除き、第3の陸砂利の採取に準ずる。

(3) 河川法第25条の許可

河川法第25条の許可を必要とする場合においては「<u>河川砂利採取許可基本要綱」(昭</u>和45年9月19日付土木部長通達)によって許可するものとする。

(4) 採取日数の審査

採取日数についての審査は、「土石採取能力計算基準」(昭和41年6月1日付河第293 号土木部長通達)によること。

#### 【注釈】

河川砂利については、兵庫県内水面漁業調整規則により、砂れきの採取を禁止している河川及び区間があります。詳細は、同規則第8条及び第9条を参照して下さい。

## 第3 陸砂利の採取

### 1 採取量

採取量は、砂利採取場における砂利の賦存量、設備能力、自然条件、採取方法等を考慮して適正なものでなければならない。特に災害防止の見地に立って過大な採取量にならないように注意するものとする。

#### 2 採取の期間

- (1) 砂利採取場の状況は砂利の採取の進行に伴って大きく変化するのが一般的である。従って、採取の期間は、原則として、その変化を予測し得る範囲内とし、<u>1年</u>以内とする。
- (2) 特に必要があるときは、砂利採取場の状況について定期的に報告することを認可の条件として附するものとする。

#### 3 災害防止の方法等

### (1) 表土の除去等

表土の除去等の方法は、次の各号に適合するものでなければならない。

- ① 表土を除去するに当たっては、隣接地が侵食されないように配慮したものであること。
- ② 除去した表土を堆積するときは
  - イ 地形に応じて、築堤、板囲い、土留め等を設置するなど堆積表土が崩壊して隣接 地に流出しないよう措置されていること。
  - ロ 特に降雨時に表土が砂利採取場外へ流出するのを防止するため十分配慮されて いること。
- ③ 乾燥時においては表土の飛散を防止するため、砂利採取場内に適宜散水等の措置が講ぜられていること。

### (2) 掘さく等

#### ① 保安距離

隣接地、公共物件(道路、水路、橋梁、堤防、砂防設備、鉄道、鉄塔等をいう。)、 家屋等の隣接物件からは、その崩壊を防止するため一定の距離(以下「保安距離」という。)を隔てたうえで、掘さくを行なうものでなければならない。この場合に、

- イ 隣接地との間に有していなければならない保安距離は、原則として最小限2メートルとする。
- ロ 公共物件、家屋等の特に災害防止の必要性が大きい隣接物件に対しては、個別の 事案ごとに必要な保安距離をとるものとする。

#### ② 掘さく深

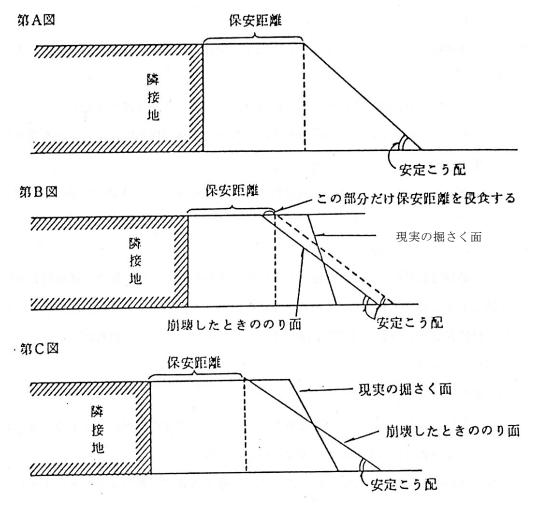
掘さく深は、次の各号の一に適合するものでなければならない。

- イ 農地における掘さく深は、原則として 10 メートル以内とし、ボーリング調査等 により砂利層が 10 メートル以上確認されている場合には、最大 15 メートル程度 とする。
- ロ 農地以外の地域における掘さく深は特に限定はしないが、災害防止の見地から適 当なものであること。

## ③ 掘さく方法

掘さくは、原則として、次の3方法のうちのいづれかにより行なうものでなければならない。

- イ 保安距離をとったうえで、安定こう配(その標準は、別表のとおりである。)で掘 さくする。
- ロ 保安距離をとったうえで、安定こう配より急なこう配で掘さくし、掘さく箇所に のり面保護のための土留めを施す等土砂崩れ防止措置を十分に講ずる。
- ハ 保安距離以上の距離を隔てたうえで、安定こう配より急なこう配で掘さくする。 ただし、この場合のこう配は、崩壊した場合にも掘さく箇所と隣接物件との距離 が保安距離以上となるようなものであること。



- ○第A図は、イの方法で掘さくした場合
- ○第B図は、掘さく箇所が崩れた場合に隣接地との保安距離を侵食することになる ので許されない。
  - この場合は、ロにより土留め等の崩壊防止措置をとればよい。
- ○第C図は掘さく箇所が崩れた場合でも、保安距離を有している場合。

## ④ その他

掘さくによる災害の防止については、①から③のほか、次の各号に掲げる観点から 審査することとし、必要に応じこれらの事項を認可の条件として附するものとする。 イ 掘さく深が大きい場合には、できるだけのり面に平場を設けること。

- ロ 砂利採取場の区域が広大である場合には、できるだけ計画性をもって掘さくする ものであること。
- ハ 公共物件からは十分に安全性を見込んだ保安距離をとらなければならないが、特に必要がある場合(例えば、水路の水が漏水するおそれがあるとき。)は補強工事を行なうこと。
- 二 砂利採取場には、丁張り等により掘さく深および掘さくのこう配を確認できる標 示を行なうこと。
- ホ 砂利採取場には、原則として、囲い柵、危険表示等を設置すること。

- へ 乾燥時においては土砂の飛散を防止するため、砂利採取場内に適宜散水等の措置 を講ずること。
- ト 掘さく箇所への地下水の浸透等により、附近の井戸水、農業用水等に悪影響を与 えないように留意すること。

#### (3) 砂利採取場内での運搬

同一砂利採取場が道路または他人の土地により分断されている場合、運搬時において は落石を防止するためベルトコンベアーの下を金網で囲う等の措置、または交通整理員 を置き、もしくは砂利運搬車の通行時間を制限する等の措置をとるものでなければなら ない。

## (4) 水洗、選別等

- ① 水洗に必要な水の確保
  - イ 砂利を洗浄するため地下水を取水するときは、附近の井戸水、農業用水等に悪影響を与えないように留意したものでなければならない。
  - ロ 洗浄水を節約するためには、洗浄水の"還流方式"を採用することが望ましい。 附近の井戸水等の涸渇のおそれがある地域では、原則として、洗浄水の還流方式 をとるものでなければならない。

### ② 水洗、選別の方法

洗浄汚濁水を未処理のまま砂利採取場外へ排出しないよう措置されているものでなければならない。この場合に洗浄汚濁水を処理する方式としては、ヘドロの処理および危険防止の観点からできるだけ汚濁水処理装置を設置することが望ましい。

- イ 汚濁水処理装置を設置する場合は、次の各号に適合しているものでなければなら ない。
  - (イ) 洗浄水の節約および水質の汚濁防止の観点からできるだけ還流方式を採用することが望ましい。
  - (中) 汚濁水処理装置の処理能力は、砂利の採取量に応じたものであること。
  - (ハ) 沈降剤、凝集剤は当該装置にあたった薬剤を使用し、その投入量は必要な浄化水を得るに足る量であること。
- ロ 沈澱池を設置する場合は、次の各号に適合しているものでなければならない。
  - (イ) 沈澱池は、できるだけ人家や公道から離れた安全な場所に設置すること。
  - (n) 沈澱池は、原則として、地中に掘り込んだものとすること。ただし、砂利採取場の状況によりやむを得ない場合には、土えん堤により囲われた沈澱池でもよいこととするが、その場合でも、地形、附近の状況等を勘案してできるだけ安全な場所に設置すること。
  - (ハ) 洗浄汚濁水等を沈澱池に滞留させる場合の最高限度は、原則として、当該沈澱 池の容量の7割とすること。ただし、特殊な構造の沈澱池については個々具体 的に検討すること。
  - (二) 沈澱池は、原則として、二つ以上設けること。この場合、一つの沈澱池の滞留 量が最高限度に達したときは、その沈澱池の使用を中止して、他の沈澱池に移

行し、最初の沈澱池は再使用できる状態に復元しておくこと。

- (ホ) 沈澱池を一つしか設けない場合には、沈澱池が洗浄汚濁水等を滞留させ得る最高限度に達したときは、洗浄作業を中止すること。
- (^) 沈澱池は、適当に沈降処理剤を投入し、または適当な日数の間滞留させた後に、 適切な水質の水を排出すること。
- (ト) 沈澱池の排出口の下端の高さは、排水のときに同時にヘドロを排出しないよう なものとし、排水口は、適切な水質の水を排出する場合以外は開門しないこと。
- (チ) 掘り込み式の沈澱池にあっては、沈澱池の周辺およびのり面が崩壊しないよう に措置されていること。
- (リ) 土えん堤は、十分水圧等に堪え得る強度を有していること。

### ③ ヘドロの処理

ヘドロの処理方法は、次の各号に適合するものでなければならない。

- イ ヘドロは、一定の場所に適当な期間堆積して水分を除去した後に処分すること。 ヘドロを処分する場合には、再度ヘドロ状態にならないよう留意すること。
- ロ ヘドロの堆積場は、板囲いを施す等降雨時等に流出するのを防止するための措置 が施工されていること。
- ④ 排出する水の水質基準

砂利採取場から水を排出する場合には、次の各号に適合しなければならない。

- イ 砂利採取場から排出される水の水質は、排水路、排出された水の利用状況(例えば、水道用、農業用に使用されている等)、砂利採取場の立地条件、自然条件および技術的能力を総合的に勘案して、災害防止の観点から適切なものであること。
- ロ 条例等により水質基準の定めのあるときは、その基準を遵守するものであること。
- ⑤ 騒音防止

騒音規制区域または人家が密集している地域においては、騒音発生施設の使用時間の限定、騒音防止施設の設置等騒音の防止に留意するものでなければならない。

## (5) 砂利の堆積

砂利は、崩壊または降雨により砂利採取場外へ流出するのを防止するため、原則として、平担な区域に堆積するものでなければならない。平担な区域以外に堆積するときは、 土留め等の措置を講ずるものでなければならない。

#### (6) 水 切 り

砂利の運搬時に、砂利運搬車から水がたれるのを防止するため水切り場に適当な時間 堆積する等の方法により水切りした後に砂利採取場から砂利を搬出するものでなけれ ばならない。

### (7) 採取跡の処理

採取跡の処理は、次の各号に適合するものでなければならない。

- ① 掘さく跡を処理する場合
  - イ 掘さく跡は、原則として、埋めもどしを行なうこと。
  - ロ 農地における掘さく跡は必ず埋めもどしを行なうこととし、この場合、埋めもど

された土地は農地として使用し得る適切なものであること。

- ハ 農地以外の平地における掘さく跡についても、学校、幼稚園等の周辺、国道、県 道の傍等である場合には特に積極的な理由がない限り埋めもどしを行なうこと。
- ニ 埋めもどしを行なう場合は掘さくを完了した区域ごとにできる限りすみやかに 行なうこと。
- ホ 埋めもどしを行なわない掘さく跡については、有刺鉄線、危険防止柵の設置等十 分な危険防止の措置が講じられていること。

#### ② 沈澱池の跡処理をする場合

- イ 掘り込み式の沈澱池の跡については、原則として、十分に水を排出した後、ヘドロの状態、厚さ等を考慮して適切な埋めもどしを行ない、十分に転圧しておくこと。
- ロ 土えん堤を設置する方式の沈澱池の跡については、原則として十分に水を排出したのち、適正に土えん堤を取り壊し、ヘドロを取り除いて危険のないように整地しておくこと。

#### 第4 山砂利の採取

#### 1 準 用

山砂利の採取には、次に掲げる基準によるほか、第3の陸砂利の採取の基準を準用するものとする。

### 2 採取の期間

採取の期間は、原則として、その変化を予測しうる範囲内とし、3年以内とする。

#### 3 保安距離

山砂利を採取する場合には、砂利採取場の規模、山の形状、土質および附近の状況等を 勘案して、十分に安全な保安距離をとったものでなければならない。

### 4 掘さくの方法

- (1) 山砂利の採取の場合には、掘さくを終了した跡が平担になることが望ましいが、そうでない場合は、その傾斜が安定こう配となるような計画であり、また必要に応じ平場を設けるものでなければならない。
- (2) 掘さくの過程においては、①比較的平たんな丘陵にあってはすき取り方式、②普通の 山にあっては階段掘りを行なう等により、原則として、安定こう配を保つように掘さ くするものでなければならない。
- (3) 山または丘陵の全体の傾斜が安定こう配より急になる方法で掘さくを行なう場合には、掘さくの過程において矢板囲いを設置する等土砂崩れの防止措置を施すものでなければならない。
- (4) 降雨時において流水および土砂が隣接地に流出するのを防止するため、水路を設けまたは土盛りをする等適当な措置を講ずるものでなければならない。

# 第5 海砂利の採取

# 1 準 用

海砂利の採取については、第2の河川砂利の採取の基準を準用する。

# 2 採取期間

採取の期間は、原則として、その変化が予測し得る範囲とし、6ヶ月以内とする。

# 第6 洗浄の取扱【注釈参照】

洗浄のみの認可の場合(河川区域及び堤外の河川保全区域において施設を設置する場合を除く。)における洗浄の期間については、第2から第5までの採取の期間の規定にかかわらず、3年以内とする。

別表 掘さくの安定こう配の標準

種	類	垂直1mに対する水平距離
砂 堅くしまった 堅くしまって 堅くしまった	こいない砂利	1.5m 1.0m 1.2m
高さ	 5 mまで 5 m以上	0.8~1.0m 1.0~1.5m
高さ	5 mまで 5 m以上	1.0~1.5m 1.5~2.0m

# 【注釈】

海砂利については、兵庫県漁業調整規則により、瀬戸内海では、採取できない区域があります。詳細は、同規則第43条を参照して下さい。

# 4 砂利採取計画認可基準の改正について

(平成5年6月30日付河第130号 土木部長通知)

砂利採取法(昭和43年5月30日法律第74号)第19条(認可の基準)に係る運用基準「砂利採取計画認可準則」が平成5年4月30日付5生局第122号・建設省河政発第25号をもって改正されたことに伴い、昭和43年11月8日付河第549号で通知した「砂利採取計画認可基準」を下記のとおり改正したので、通知します。

なお、砂利採取計画の認可に際しては、別紙記載事項に十分留意されますようお願いします。

記

砂利採取計画認可基準の一部を次のように改正する。

第3陸砂利の採取 3災害防止の方法等 (2)掘さく等 ②掘さく深 イを次のように改める。

イ 農地における掘さく深は、原則として 10 メートル以内とし、ボーリング調査等により砂利層が 10 メートル以上確認されている場合には、最大 15 メートル程度とする。

#### (別紙)

1 砂利採取に当たって、砂防法、森林法、土地収用法等の他法令の規定に基づく許可等が必要なときは、砂利の採取計画等に関する規則(昭和48年通商産業省・建設省令第1号)第3条第2項第8号の規定により、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面を申請書に添付することとされているので、これら書面の確認に従来にまして努めること。

また、他法令による規制について、十分把握するとともに、その処分に関し権限を 有する行政庁との連絡調整を図ること。

- 2 従来どおり地下水への影響に十分配慮するとともに、湧水のポンプアップは原則として禁止すること。
- 3 採取後の埋戻しに必要な土砂を確保する見込みがあることを証明する書面の確認に 従来にまして努めること。
- 4 埋戻し後地盤沈下に対する保証契約が締結されていることを確認し、締結されてい ない場合には、締結するよう申請者を指導すること。
- 5 採取計画は原則1年以内であることに変更はなく、当該期間内埋戻しまで含めた砂 利採取が完了するような無理のない採取計画を立てるよう申請者を指導すること。
- 6 採取に当たっては、安全対策について従来にまして万全を期すよう申請者を指導す ること。

# 5 「河川砂利採取規制基本要綱」の一部改正とその運用について

(昭和45年9月19日河第207号土木部長通達)

河川砂利の採取については、その枯渇する現状にかんがみ、計画的採取を図ることを目的として、昭和 42 年 4 月に標記要綱を定め、昭和 43 年 4 月にはその一部を改正して、採取規制を実施してきたところである。

しかし、その後実際の取扱い面において各種の問題点が生じ、かつ、砂利採取法も施行されるにいたっているので、今回、別紙のとおり要綱および運営要領の一部を改正したので、今後はこれにより砂利採取に関する事務の適正な執行にあたられたい。

なお、今回の主要な改正点は、下記のとおりである。

- 1 河川区域内の民有地における砂利採取については、旧要綱の一部を適用していたが、 適用しないこととしたこと。
- 2 転石の採取については、この要綱を適用しないことを明記したこと。
- 3 砂利採取業者の資格要件として、採取しようとする前年度に採取実績を有することに 改め、あわせて河川工事等との調整を図るため、所長が臨時的に実績業者以外にも採 取を認めることができる方途を規定したこと。
- 4 河川砂利採取業者届を廃止したこと。
- 5 河川砂利採取規制計画を所長が土木部長へ提出することについては、原則として必要ないものとしたこと。
- 6 採取許可量の規制については、前年度採取実績の10%ずつ漸減する方法を中止し、前年度実績の範囲内で採取許可量を定めることに改め、あわせて河川工事等との調整を図るため、所長が土木部長の承認を得て、前年度実績を変更できる方途を規定したこと。
- 7 県外持出しのための採取を規制対象から除外し、県内使用の採取を優先的に認める運営方法をとることとしたこと。
- 8 千種川水系千種川の採取禁止区域のうち、新赤穂大橋以下海に至る区域を除外したこと。
- 9 5 立方メートル以下の砂利採取については、道路愛護運動のほか公益用でなくとも特に必要と認めた場合は、所長権限により採取を認めることとしたこと。
- 10 その他字句についての整備を行なったこと。

### 6 河川砂利採取規制基本要綱

(目 的)

第1 この要綱は、河川砂利の枯渇する現状にかんがみ、砂利採取の規制に関する基本的な事項を定め、河川管理を強化し、河川の乱掘を防止し、もって河川砂利採取の計画化を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2 この要綱において「砂利」とは、河川法(昭和39年法律第167号)の適用を受ける河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下同じ。)における土石(砂を含み、転石を除く。)をいう。

### (砂利採取業者の資格要件)

第3 河川区域内の土地において砂利を採取しようとする者(砂利採取業者の組合を含む。 以下「砂利採取業者」という。)は、その前年度に採取実績を有していなければならない。ただし、その河川区域内の土地を管轄する土木事務所長または港管理事務所長(以下「所長」という。)が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

#### (砂利採取計画の提出)

第4 砂利採取業者は、毎年2月末までに、翌年度の河川砂利採取計画書を所長に提出しなければならない。

#### (採取規制の基本方針)

第5 所長は、河川砂利の計画的採取を図るため、砂利採取業者に対する採取許可量および採取にかかる砂利の用途を規制するとともに、砂利採取業者の組合を設立して砕石への転換を図るなど、総合的な河川砂利対策を講じるものとする。

## (採取規制計画の策定)

第6 所長は、管内における河川砂利の埋蔵量を調査するとともに、砂利採取業者が提出する河川砂利採取計画書によって河川砂利採取規制計画(以下「採取規制計画」という。) を策定するものとする。

#### (採取許可量の規制)

- 第7 所長は毎年度の採取規制計画の策定にあたり、砂利採取業者の前年度実績を基礎と し、その範囲内において管内全体の採取許可量を定め、砂利の計画的採取を図るものと する。
  - 2 所長は、天災その他の事由により著しく河状に変化があったとき、または河川の維持管理上必要と認めたときは、前項の採取許可量を変更することができる。

# (採取砂利の用途規制)

- 第8 所長は、採取にかかる砂利の用途について、次の各号の一に該当する場合において は、採取を許可しないものとする。ただし、水防活動または災害復旧事業の応急措置の 用に供するため砂利を採取するとき、その他やむをえないと認められる事情があるとき は、この限りでない。
  - (1) 埋立て

- (2) 盛 土
- (3) 宅地、工場用地等の造成
- (4) 鉄道の道床
- (5) 道路の路盤
- (6) 道路の敷砂利(採取量が1件につき250立方メートル以下である場合を除く。)

#### (その他の採取規制)

- 第9 所長は、次の各号の一に該当する砂利採取については、許可しないものとする。ただし、所長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
  - (1) ドレッジャー、バックホーまたはパワーショベルによる採取
  - (2) 日曜日もしくは祝日または夜間における採取

### (採取禁止区域)

- 第10 次の各号に掲げる河川区域内の土地においては、砂利の採取を禁止する。
  - (1) 武庫川水系武庫川 西宮市塩瀬町地先生瀬橋以下海に至る河川区域
  - (2) 千種川水系千種川 赤穂郡上郡町与井地先日本国有鉄道山陽本線橋梁以下新赤穂大橋に至る河川区域
  - (3) 円山川水系円山川 朝来郡和田山町玉置地先与布土川合流点から城崎郡日高町赤崎地先赤崎橋に至る河 川区域

# (不法盗掘等の取締り)

第11 所長は、砂利採取規制が遵守されるよう計画的な河川パトロールを実施し、不法盗掘、超過採取、汚濁水の放流その他法令または許可条件の違反について厳重な取締りを 行なうものとする。

### (砂利採取業者の資格停止)

- 第 12 所長は、次の各号の一に該当する行為をした砂利採取業者(砂利採取業者の代理人、支配人その他の使用人が当該行為をした場合を含む。)については、その事実があったのち2か年の範囲内で砂利の採取を許可しないものとする。
  - (1) 砂利採取にあたり、故意に法令または許可条件に違反する行為をしたとき
  - (2) 河川監理員の指示を無視し、暴行または脅迫を加え、その職務の執行を妨げたとき
  - (3) 暴力その他不正行為により起訴され、かつ、砂利採取業者として不適格と認められるとき
  - (4) 砂利の採取または採取した砂利の運搬に際し、砂利採取業者の責めに帰する理由により、第三者に危害損傷を与えまたは道路その他公益に著しい害を及ぼす事故もしくは行為があったとき
  - (5) 採取した砂利の運搬に関し、重大な交通事故を起こし、その原因が事業の組織上または運営上の欠陥によるとき

- (6) 砂利採取を行なう意思がなく、許可を受けて他人に権利を譲渡し、または採取させて利益を得ようとするとき
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、著しく公益に反する行為をしたとき

### (砂利採取業者の組合)

- 第13 所長は、砂利採取業の健全な協同化を促進するため、管内一円または水系、河川ご とに砂利採取業者の組合の設立を勧奨するものとする。
  - 2 所長は、河川砂利の枯渇にかんがみ、砂利採取業者の組合に対し、適宜山砂利採取または砕石への転換を奨励するものとする。

### (適用除外)

- 第 14 この要綱は、砂利採取につき、次の各号の一に該当する場合においては適用しない。ただし、第 4 号または第 5 号に該当する場合には、この要綱の第 8 (採取砂利の用途規制)の適用を受けるものとする。
  - (1) 河川管理者が行なう河川工事を請負業者が行なう場合において、当該請負業者が工事実施設計書によって指定された場所で砂利を採取するとき
  - (2) 道路愛護運動のためその他所長が特に必要と認めた場合において、5立方メートル 以下の砂利を採取するとき
  - (3) 災害により損傷を受けた道路、港湾施設、砂防施設、井堰その他の施設を復旧させるため砂利を採取するとき
  - (4) 国(日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本専売公社および水資源公団を含む。)または地方公共団体が、直営にかかる公共工事の用に供するため砂利を採取するとき
  - (5) 河川障害物の除却行為に付随して砂利を採取するとき この要綱は、昭和45年10月1日から施行する。なお、昭和43年4月22日制定に かかる要綱は、廃止する。

# 7 河川砂利採取規制基本要綱運営要領

この運営要領は、河川砂利の採取規制について、その適正な運営の確保を図るため、「河川砂利採取規制基本要綱」の具体的措置を定めるものである。

1 河川砂利の計画的採取について(要綱第1関係)

いたずらに砂利採取業者の採取計画に固執することなく、あくまで河川を管理する立場にたって、いわゆる業者のなわ張りを排除しつつ、砂利の堆積等により治水上または利水上支障がある箇所から、順次採取させるなどその計画的採取を図ること。

2 河川区域内の民有地における砂利採取について (要綱第2関係)

河川区域内の民有地における砂利採取については、旧要綱では適用を除外しながら、 その運営要領により要綱に準じた取扱いをしてきた。しかし、民有地における砂利採取 については、河川法第25条の規定に基づく砂利採取の許可を受ける必要がなく、同法第 27条の規定に基づく土地の掘さく等の許可を受ければ砂利の採取を行なえるものである。

3 転石の採取について (要綱第2関係)

庭石の採取を要綱の規制対象とすることは、実益に乏しいため、要綱の適用外として の運用を図っていたが、これが明確化を図るため、転石として採取する場合には、要綱 の適用から除外することを明記した。

4 砂利採取業者の資格要件について(要綱第3関係)

昭和41年度に採取実績を有する者は、引き続き採取により実績を維持してきているので、この要綱では、前年度に採取実績を有する者に改めた。

河川工事として河床掘削を施行する場合に、掘削土が砂利層のため砂利採取行為として処理することが妥当であると認められるが、土木事務所管内に河川砂利採取の実績を有する業者が存在しない場合または少数であるため河川管理の円滑化が図りがたい場合等に限り、所長権限で弾力的な運用を図ることができることとした。なお、所長が特に必要と認めて採取させる行為は、あくまで臨時的なものであって、それをもって前年度実績として以降の河川砂利採取の資格要件を得たものとはみなされないものであること。また 砂利採取法に定める資格を有していることは 砂利採取業者として当然のこと

また、砂利採取法に定める資格を有していることは、砂利採取業者として当然のことであり、特に規定する必要がなくなったので削除したものであること。

5 砂利採取計画の提出について(要綱第4関係)

河川砂利採取計画の提出については、昭和 42 年 5 月 20 日土木部長通達(河川砂利埋蔵量調査及び砂利採取業者届について)により行なわせるものであること。

旧要綱の河川砂利採取業者の届出については、砂利採取法により登録制度が設けられたので廃止するものであること。

6 河川砂利採取規制計画の策定について(要綱第6関係)

前記の土木部長通達により行なう砂利埋蔵量の調査結果および砂利採取業者の提出にかかる砂利採取計画に基づいて、所長は砂利採取規制計画を定め、計画的な採取を図らせるものであるが、旧要綱では所長の定めたこの砂利採取規制計画を土木部長へ提出することとされていたが、土木部長から指示された場合に限って提出することとするものであること。

### 7 採取許可量の規制について (要綱第7関係)

前年度採取実績を基礎として、42 年度は 20%を、それ以降は毎年 10%を目途に漸減 する方針をとってきたが、河川砂利の埋蔵量がほとんどなくなり、漸減措置実施の実益 が乏しくなったため、これを中止することとし、前年度実績を基礎として、その範囲内で管内全体の採取許可量を定め、あわせて採取業者個々の採取許可量を定めることとしたものであること。

なお、天災その他の事由により著しく河状に変化があった場合以外にも、所長は、河川工事に基因した河床掘削の場合等に限り特に必要と認めたときは、前年度実績を基礎としながらも、実績を超過して採取を認めることができることとしたものであること。

8 採取にかかる砂利の用途規制について(要綱第8関係)

昭和 42 年 4 月 19 日付建設事務次官通達(河川砂利の用途規制について)により、河川砂利は、河川工事、道路に関する工事その他の公共的な工事と私的な工事とを問わず、原則としてコンクリート用骨材としてのみ利用することとし、特別の理由のない限り他の用途への使用を規制することとされているのにかんがみ、国における場合と同時に、道路の路盤および敷砂利(採取量が1件につき250立方メートル以下である場合を除く。)についても規制を受けるものであること。

なお、この用途規制に伴ない、河川工事、道路に関する工事その他の工事の実施にあたっては、工事の設計、工事費の積算等について所要の措置をとる必要がある。

9 その他の採取規制について(要綱第9関係)

旧要綱で規制していた県外持出しのための採取については、規制対象から削除したが、 運用にあたっては県内使用する砂利採取を優先的に認めることとすること。

10 採取禁止区域について (要綱第10関係)

千種川水系千種川の採取禁止区域のうち、新赤穂大橋以下海に至る区域については、 航路しゅんせつ等で掘削の必要性も認められるので、禁止区域から除外するものである こと。

11 不法盗掘等の取締りについて (要綱第11関係)

要綱で採取規制を強化することによって、砂利の不法盗掘や超過採取の多発が予想され、また山砂利採取や砕石への転換により砂利等の洗浄後の汚水を河川へ流して公害問題を発生させるおそれがあるので、これらについては、当面次の方法により対処することとする。

- (1) 砂利の不法盗掘防止対策
  - ア 計画的な河川パトロールを実施するとともに所轄警察署との連絡を緊密にすること。
  - イ 不法盗掘が行なわれやすい箇所にはバリケードを設置して車両等が入れないよう にすること。
  - ウ 河川監理員が、河川パトロールまたは附近住民からの通報などによって不法盗掘の 現場を発見した場合には、その行為が違法である旨を論示して直ちにその行為を中 止させ、所定の指示票を交付してすみやかに原状に回復させること。

エ 所長は、河川監理員の指示を無視して不法盗掘を重ねる悪質な者に対しては、告発すること。

# (2) 砂利の超過採取防止対策

- ア 河川監理員は、採取期間中において許可の内容および条件に違反がないかどうかを 常に監視し、その着手時および完了時には(場合によっては中間時にも)必ず検査 を行なうこと。
- イ 河川監理員が許可の内容および条件に違反した行為を発見した場合には、前記(1) のウに準じた指示を行なうこと。
- ウ 所長は、河川監理員の指示を無視して許可の内容および条件に違反した行為を重ね る悪質な者に対しては、監督処分および告発をすること。
- (3) 砂利採取に伴う河川流水の汚濁防止対策

河川の流水の清潔について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、汚 濁水をそのまま既設水路に流さず、沈澱槽等を設けて浄化してから流す措置をとるよう 指導すること。

12 砂利採取業者の資格停止について (要綱第12関係)

昭和41年6月1日付建設事務次官通達(砂利等採取許可準則について)による「第7 (採取の許可の相手方等)」の趣旨にのっとり、所定の行為をした砂利採取業者について は、所長は当該事実のあったのち2ヵ年の範囲内で採取を許可しないものとしたもので あること。

なお、そのような悪質な行為を砂利採取業者の代理人、支配人その他の使用人がした 場合においては、その者を使用する砂利採取業者についても、採取を許可しないものと したものであること。

13 砂利採取業者の組合について (要綱第13関係)

この要綱でいう「砂利採取業者」には、所定の資格を有する砂利採取業者の組合または所定の資格を有する砂利採取業者で設立した組合を含むものであること。

砂利採取業の健全な協同化を促進するため、所長は、極力、中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に基づいて設立される事業協同組合または企業組合を通じて協同採取および協同販売を行なわせるよう、所轄の地区労使センターと連絡を緊密にして、これらの指導を行なうものとする。

なお、これらの組合は、同法第4条第1項の規定により法人とされ、その定款に事業として協同採取を掲げている以上、当該組合に対して採取許可をすることになるが、組合によってはたんに組合員の採取申請の窓口としての機能しかしていないものもあり、そのような組合において、組合員(その従業員を含む。)が要綱の第12(砂利採取業者の資格停止)に該当する行為をした場合には、当面次のような措置をとることとする。

すなわち、本来、組合員が組合の名でもって砂利採取を行なう際に当該行為をした場合には、当該組合は所定の期間採取を許可されないこととなるが、事実上協同採取を行なっていない組合については、当該組合を構成している全組合員に対し採取禁止という行政処分をすることは実情に即さず、また酷であるので、当該行為を行なった組合員に

ついてのみ採取を許可しないこととする。

なお、その場合には、当該組合に対し文書でその旨を警告するとともに、当該組合員 にかかる採取許可量を組合に対する採取許可量から減量する旨を通知することとする。

また、組合員が組合から脱退したとき (除名された場合を含む。)、組合員が許可にかかる権利を譲渡したとき、または総会決議により組合を解散したときは、当該事業を廃止し、または当該事業が終了したものとみなし、砂利採取業者としての資格を喪失させ、以後採取を許可しないものとする。

#### 14 本要綱の適用を受けない砂利採取について (要綱第 14 関係)

道路愛護運動等公益の用に供する場合以外にも、5立方メートル以下の砂利採取で所長がとくに必要と認めた場合については、要綱の適用を除外し、採取できることとしたものであること。 旧要綱では公益用として50立方メートル以下の砂利採取についてのみ要綱の適用を除外していたが、砂利採取を業としない者が一般家庭用に供するための少量の採取も必要により認めることができることとし、適用除外数量を5立方メートル以下としたものであること。

# 8 河川砂利採取規制計画の策定について

(昭和43年4月22日付け河第235号土木部長通知)

さきに通知した「河川砂利採取規制基本要綱」により、管内における河川砂利の埋蔵量を調査するとともに、砂利採取業者の河川砂利採取計画書を提出させ、毎年3月末までに、河川砂利採取規制計画を策定することとなっているが、その様式を別紙のとおり定めたから通知する。

(別紙)

### 令和 年度 河川砂利採取規制計画書

(事務所名)

#### 1 前年度採取許可量

(記入例)

	41 年度	42 年度採取実績					
業者名	採 取 許可量	採 取 許可量	許可件数	採 取 河川名	採取箇所 (図面番号)	採取時期	
(計)	100,000m <sup>3</sup> (うち民有地 30,000m <sup>3</sup> )	80,000m <sup>3</sup> (うち民有地 20,000m <sup>3</sup> )	40 件				
甲 乙	10, 000	8,000	4	А ЛІ В ЛІ В ЛІ	①国有地 ④国有地 ⑤民有地	4月2月 9月 11月	

- (注) 1. 砂利採取業者ごとにまとめて記入すること。
  - 2.「採取箇所」欄には、河川砂利埋蔵量調査にかかる図面番号および国有地、民有地の別を記入すること。

### 2. 本年度採取許容量

(記入例)

	43 年度 採取可能量 (埋蔵量)	43 年度採取実績						
業者名		採 取 許容量	採取予定河 川 名	採取予定 箇所 (図面番号)	採取予定	採 取 予定量		
(計)	150,000m³	72, 000 m <sup>3</sup>				72,000m <sup>3</sup> うち民有地 15,000m <sup>3</sup>		
甲乙	(うち民有地) 50,000m³	7, 200	A	①国有地 ⑦国有地 ⑧民有地	5月 9月 10月 3月	3, 600 2, 100 1, 500		

- (注) 上記に準じること。
- 3 本年度採取規制計画 (河川区域内の民有地における砂利採取を含む。)
  - (1) 採取規制方針
  - (2) 採取上支障のある箇所
    - ア 治水上または利水上支障があり採取を禁止する箇所
    - イ 早急に採取しなければ治水上支障がある箇所
    - ウ 早急に採取しなければ利水上支障がある箇所
  - (3) その他の問題点

# 9 河川砂利埋蔵量調査について

(昭和42年5月20日、河第277号、土木部長)

さきに制定された河川砂利採取許可基本要綱において、標記調査を行なうこととなっているが、これらについては、別紙要領により実施されたい。

#### (別紙)

河川砂利埋蔵量調査要領

### I 調査様式

図面番号	河川名	位 置市郡町字	左右岸又 は中央部 の別	面積	採取可能量	推定含砂率	摘 要
				m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	%	

- 注1 調書は河川ごとに小計、水系ごとに合計し、一採取場所ごとに箇所番号(図面番号)を付すること。
- 注2 摘要欄に堆積土砂の移動状況について観察結果を記入すること。
  - 例 (イ) 出水ごとに、少しずつ侵蝕されつつある。
    - (中) 年々堆積量が増加している。
    - (ハ) 草木が茂り、平衡状態が続いている。

### Ⅱ 添付図面

### 1 位置図

(1) 縮尺1/50,000 とし、箇所番号を付すこと。

#### 2 平面図

- (1) 縮尺 1/500~1/1,000 を原則とする。
- (2) 採取計画法線(区域)を赤色線で示すこと。
- (3) 堤内外の運搬路(公道に至る間)を示すこと。
- (4) 平面図は必ず両岸堤防を含むものとし、上下流約200m以上あることが望ましい。
  - 注1 現在申請用図面又は改修計画用図面、市町保有図面等現有図面のうち、正確度の 高いものを利用すること。
  - 注 2 現有図面がなく、測量する場合はテープ使用のオフセット程度で概略図を作成すること。

### 3 横断図

- (1) 縮尺 縦1/100~1/200、横1/100~1/1,000を原則とする。
- (2) 採取計画線を赤色線で示すこと。なお、掘削線、埋戻し線を併記する必要がある場合は掘削線を点線とする。
- (3) 堤防護岸の構造は勿論、工種等も図面で判別し得るよう留意すること。
- (4) 一採取場所ごとに2~3ヵ所を原則として作成すること。
  - 注1 平面図と同様現存図面を極力利用するが、測量する場合はテープ、ポール等で概 略図を作成すること。

### 4 縦断図

- (1) 縮尺  $縦1/100\sim1/200$ 、横 $1/500\sim1/1,000$ を原則とする。
- (2) 両岸堤防高、最低河床高、計画又は既往最高HWLを記入する外、採取計画線を赤色線で示すこと。
- (3) 橋梁、床止工、用水井堰等は、天端高、根入高等、調査可能な範囲で詳記すること。
- (4) 測点番号は、平面図、横断図と同一番号として、関連性あるものとすること。
  - 注 現存図面のない場合、横断図からの転記とし、その他はスケッチ(見取り)で補足 すること。

### Ⅲ 添付写真

- (1) 大きさは名刺版又はキャビネット版程度とし、平面図の余白に貼付すること。
- (2) 採取場所は勿論、上流及び下流の状況をできる限り収めるものとし、原則として2枚以上とすること。
- (3) 別に航空写真があるものは(市町等が保有するものを含む。)、参考資料として提出すること。

# 10 土石採取能力計算基準

土石採取能力の計算は、次の例により算定すること。

例1 砂利採取機による場合

 $V = Q \times 60 N \times H \times f \times g$ 

V:1日の掬上量

Q:バケットの容量

N:1分間のバケット回転数 15~16回

H:1日の稼動時間 8時間

f:バケット掬上量 (80%特に困難70%)

g:砂利含有率 採取日数算定式

 $D: \frac{V}{V} \times \frac{30}{26}$ 

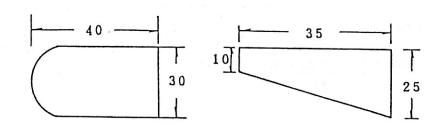
D:採取日数

V':申請数量

(採取日数算定例)

機種 P D - 700 特殊型可搬式砂利採取機

バケット容量



$$Q = \frac{0.25 + 0.1}{2} \times 0.35 \times 0.30 = 0.0183 \text{ m}^3$$

- 1分間の回転数 16回 V=3,000m<sup>3</sup>
- 1日の稼働時間 8時間 バケット掬上量 80%

砂利含有率 30%とすれば

 $V = 0.0183 \times 60 \times 16 \times 8 \times 0.8 \times 0.3$ 

 $=33.73 \,\mathrm{m}^3$ 

$$D = \frac{3,000}{33.73} \times \frac{30}{26} = 102.6 = 103 \ \exists$$

砂利及び砂の場合、日数計算は申請 砂利数量を一日掬上の砂利採取量 (砂は除く。)で除すること。

### 例2 ショベル系掘さく

(1) ショベル系掘さく機の土工量は次式により算定される。

玉石混じり土砂… 77

以上の数値で土の分類別に1時間当りの土工量を算出すると

(イ) 砂混じり砂利

$$V_{S} = \frac{3,600 \times 1.0 \times 0.85 \times 0.80 \times 0.95}{73}$$
$$= 32 \,\mathrm{m}^{3} / \mathrm{hr}$$

(1) 砂 利

$$V_{s} = \frac{3,600 \times 1.0 \times 0.89 \times 0.80 \times 0.95}{73}$$

 $=33 \,\mathrm{m}^3/\mathrm{hr}$ 

(ハ) 固結した砂利または玉石混じり

$$V_{s} = \frac{3,600 \times 1.0 \times 0.70 \times 0.75 \times 0.85}{77}$$

 $=21 \,\mathrm{m}^3/\mathrm{hr}$ 

- (注) なお、バケット容量が違う場合には、上記計算式にそれぞれの容量をあて はめて算出すること。
- (2) 1日の稼働時間は6時間とする。
- (3) 1月の稼働日数は26日間とする。

(公休日及び機械整備の日数を4日間とする。)

ただし、浜坂、豊岡、八鹿土木出張所管内冬期 11 月から 3 月までは積雪も見込んで 稼動日数を 22 日間とする。 (4) 採取許可日数

採取申請の土石立積を3,000m3として算出すれば

1 砂混じり砂利の場合

$$\frac{3,000 \text{m}^3}{32 \text{m}^3 \times 6$$
時間  $\times \frac{30}{26} = 18$  日

$$\frac{3,000}{32\times6} \times \frac{30}{22} = 21$$
 冬期の適用出張所

例3 手掘り採取の場合

(1) 採取容易な場所 切込砂利
$$\cdots$$
 3.  $4m^3/日$  砂 利 $\cdots$  1.  $8m^3/日$  砂  $\cdots$  2.  $8m^3/日$ 

(2) 採取困難な場合は上記採取量を2割程度減ずること。

$$V = Q \times N$$

V=1日の採取量

Q=1人1日当り採取量

N=就労人員

採取許可日数

$$D = \frac{V'}{V} \times \frac{30}{26}$$

D=採取日数

V'=申請数量

(注) 冬期の適用出張所は例2に準ずる。

# 11 河川障害物の取扱いについて

(昭和43年4月22日付け河第236号土木部長通達)

河川障害物の除却については、河川管理者が行なうべきものであるが、近時河川砂利の枯渇にかんがみ砂利を含有する障害物の除去について最近砂利採取業者から河川法(昭和 39年法律第 167号。以下「法」という。)第 20条の承認申請が増加し、砂利採取行為(法第 25条及び第 27条の許可を受けて行なう行為)なのか、河川障害物の除却行為に付随した砂利採取行為(法第 20条及び第 25条)なのかその取扱いに明確を欠いているため統一された事務処理が行なわれていない現状である。したがって、今般この取扱いを明確にしたので、今後の事務処理にあたっては、下記事項に留意のうえ遺憾なきを期されたい。

記

#### 1 河川障害物の範囲について

河川障害物とは、流水の正常な機能を著しく阻害している堆積土石等で、原則として河道断面の3割以上を阻害しているもの、または、小河川で局部的に堆積し出水の都度溢水、 氾濫の原因となっており、早急に除却する必要があると認められるものをいう。

#### 2 河川障害物の調査及び協議について

1に該当する河川障害物で、法第20条の承認を翌年度に予定するものについては、毎年2月末までに別紙河川障害物調査要領により調査のうえ、3月末までに河川課長と協議し承認を受けること。

なお、昭和43年度分について、本年5月15日までに調査し、河川課長の承認を受けること。

### 3 工事期間の算定について

障害となっている土石等の除却の施行日数(採取日数)の算定にあたっては、施行方法 が機械施行または人力による掘さくのいずれの場合にも、次の基準により算定すること。

設計金額	工事日数	設計金額	工事日数	設計金額	工事日数
20 万円以下	25 日	100 万円以下	50 日	500 万円以下	100 日
30 "	30 日	150 "	60 日	800 "	125 日
50 "	40 日	200 "	70 日	1,000 "	135 日
		300 "	80 日		

(注) 建設省所管標準歩掛による。

# (別 紙)

# 河川障害物調査要領

# 1 様 式

# 河川障害物調査

○○事務所

図面番号	河 川 名	位置	左岸、右岸 又 は 中央の別	面 積	土量等	砂利等 含有率	障害となって いる理由

- 注 (1) 「図面番号」欄には、位置図に付した個所番号を記載すること。
  - (2) 「砂利等含有率」欄には、障害となっているもののうち骨材として使用可能なものの比率を記載すること。

# 2 添付図面

- (1) 位置図 管内図(1/50,000)に、箇所番号を付すこと。
- (2) 平面図 河川砂利埋蔵量調査要領に準じて作成すること。

# 3 添付写真

- (1) 大きさは、手札程度とし平面図の余白に貼付すること。 なお、写真の内容は、障害となっている状況及びその上下流の状況がわかるように撮 影したもの。
- (2) 航空写真があるものは、参考資料として添付すること。

# 12 砂利採取法における工事残土の取り扱いについて

(平成26年4月18日河川整備課事務連絡)

みだしのことについて、別添写しのとおり平成26年3月31日付け事務連絡で経済産業省製造産業局住宅産業窯業建材課長から通知がありましたので送付します。

なお、工事残土に含まれる砂利を有効利用する場合であって①砂利採取の目的で採取した ものでないこと、かつ②そのことが工事計画書等で確認できる場合は、砂利採取法第2条に 規定する「砂利採取業」には該当しないとのことであるため、このことに留意いただき、対 応いただきますようお願いします。

# 【別 添】

### 砂利採取法における工事残土の取り扱いについて(事務連絡)

(平成26年3月31日付経済産業省製造産業局住宅産業窯業建材課長から都道府県知事あて)

### 1. 背景

砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号。(以下「法」という。)) においては、法第 2 条において「砂利採取業」を定義している。これに該当する事業については、砂利採取業者としての登録(法第 3 条) 及び採取計画の認可(法第 16 条)等をはじめとする同法の規定が適用される。

今般、産業競争力強化法第9条第1項の既定(グレーゾーン解消制度)に基づき、土地改良のための導水路の改修工事に伴って発生した掘削後の土砂を、現状、埋め戻し材としえ処分されることとなる工事残土について、骨材として活用できる部分の有無を調査した上で、可能か限り砂利資源として活用できるものを回収し、有効活用する行為が、砂利採取法第2条の定義への該当可否、同法第16条に既定されている採取計画の認可の必要可否について照会があったもの。

そして、本件については、砂利を採取することを目的として砂利又は砂利を含有するであるう土砂を採取するものではなく、法第2条に既定する「砂利採取業」には当たらず、法第16条に既定する砂利の採取計画の認可も不要であると回答した。

今後こうした工事は他にも発生すると推測されるため、法解釈について明確にすべく、 別紙の内容を経済産業省ホームページに掲載したことを踏まえ、周知を図るために通知す るものである。今後の行政運営におかれては、別紙の内容を踏まえ、ご対応いただきたい。

### 2. その他

なお、法に違反するなど問題が生じた場合は、これまでどおり、法第 33 条による報告の徴収、法第 34 条による立入り検査及び法第 41 条の 2 による経済産業大臣の指示等により対応する。 (以 上)

#### 砂利採取法における工事残土の取り扱いについての考え方

平成26年3月 経済産業省

### 1. 概要

砂利採取法(昭和43年法律第74号。(以下「法」という。))においては、法第2条において「砂利採取業」を定義している。これに該当する事業については、砂利採取業者としての登録)(法第3条)及び採取計画の認可(法第16条)等をはじめとする同法の規定が適用される。

法第2条の定義においては、「「砂利採取業」とは、砂利(砂及び玉石を含む)の採取 (千条を含む。)を行う事業をいう」と規定しており、一時的に砂利を採取する場合や砂利の採取を行うという事業目的を有していない婆相は、本条に該当しない場合がある。

### 2. 基本的な考え方

本庄に規定する「事業」、即ち業として砂利採取を行うことの外形的な判断基準としては、反復・継続的に業として砂利採取を行うことなどがある。このうち、工事過程において土砂の掘削の完了した時点以降に現場内で利用した後に堆積した余剰の工事残土に含まれている砂利を改修し、骨材資源として活用する場合にこれが業として砂利採取を行うことに該当する基準としては以下の2点が存在する。

- ① 砂利を採取することを目的として、砂利又は砂利を含有するであろう土砂を採取すること。
- ② 砂利を採取することが、砂利又は砂利を含有するであろう土砂の掘削以前から予定されていること。

具体的には、国又は地方公共団体による宅地造成工事、土地改良工事及びその他の建設工事であり、開発規制法令等による都道府県知事等の許認可を受けた事業であって、砂利を骨材資源として活用することを目的としていないものと判断できる場合は、①には該当しないと考えられる。

その上で、工事事業計画書等において、工事残土は、現場内で埋め戻し材として利用 し、余剰の工事残土は産業廃棄物最終処分の許可を受けた業者が指定された処理施設又 は建設発生土受入れ可能地に搬出し、処分することとなっていることなどが計画に明示 されている場合は、②には該当しないと考えられる。

このように、工事過程においてえ土砂の掘削の完了した時点以降に現場内で利用した後に堆積した余剰の工事残土に含まれている砂利を回収し、骨材資源として活用する場合であって、①砂利を骨材資源として活用することを目的としていないものと判断できる場合、かつ、②校時事業計画書等において①のことが確認できる場合については、法第2条に規定する「砂利採取業」には当たらないものと考えられるため、法第3条に規定する「登録」及び法第16条に規定する砂利の「採取計画の認可」は不要である。

#### 3. その他

なお、このように採取された砂利の千条を行う事業はこれまでと同様、法の規制対象 となる。 (以 上)

# 13 砂利採取法における工事残土の取り扱いについて

平成 26 年 5 月 16 日国土交通省事務連絡

水管理・国土保全局水政課課長補佐、河川環境課河川保全企画室企画専門官

標記のことについて、砂利採取法(昭和43年法律第74号)の適用の有無に関し、別紙のとおり、経済産業省より「砂利採取法における工事残土の取り扱いについての考え方」(以下「考え方」という。)が示されたところですが、河川砂利(河川区域及び河川保全区域に賦存している砂利)の採取にあたっても、考え方に相違がありませんので、下記のとおり周知いたします。

なお、都道府県知事が行う河川砂利以外の砂利の採取計画の認可事務(自治事務)については、別途都道府県知事あて事務連絡(平成26年3月31日付け経済産業省製造産業局住宅産業窯業建材課長)により、周知が図られていること申し添えます。

記

(間)

経済産業省が示した「砂利採取法における工場残道の取り扱いについての考え方」を踏まえ、河川工事による発生土砂の採取を行わせる場合の砂利採取法の適用の有無

(答)

河川工事の工事過程において土砂の掘削の完了した時点以降に堆積した工事残土(発生土砂)に含まれている砂利を回収し、骨材資源として活用する場合であって、①砂利を骨材資源として活用することを目的としていないものと判断できる場合、かつ、②工事事業計画書等において①のことが確認できる場合については、法第2条に規定する「砂利採取業」には当たらないものと考えられるため、法第3条に規定する「登録」及び法第16条に規定する砂利の「採取計画の認可」は不要である。

# 14 砂利採取法第37条第1項の解釈について

(平成28年12月5日河川整備課事務連絡)

標記の件について、経済産業省製造産業局素材産業課長及び国土交通省水管理・国土保全局水政課長より通知がありましたので、写しを送付します。

なお、県内各市町(神戸市を除く)には当課より周知しております。

(写し)

# 砂利採取法第37条第1項の解釈について

平成 28 年 11 月 15 日事務連絡 経済産業省製造産業局素材産業課長、 国土交通省水管理・国土保全局水政課長

「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」(平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定)に基づき、内閣府地方分権改革推進室が実施した平成 28 年地方分権改革に関する提案募集に対する提案において、砂利採取法(以下「法」という。)第 37 条第 1 項で規定されている市町村長の要請が、具体的にどのような場合に可能なのかが不明瞭との指摘がありましたので、下記のとおり周知を図るために通知します。

引き続き市町村と認可権者が連携することで、砂利採取法の適正な運用が図られるようお願いします。

なお、都道府県におかれましては、内容を御了知の上、貴管内市区町村(政令指定都市を 除く。)に周知をお願いします。

記

法第37条第1項は、砂利の採取に伴う災害を防止(法第1条)するという法の目的のもと、市町村長が、災害が発生するおそれがあると認めるときに、都道府県知事等の砂利採取計画の認可権者に対して必要な措置を講ずべきことを要請することができると規定している。

砂利詐取法上の「災害」とは、法第 19 条にも規定されているとおり、他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認められるものであり、砂利の採取を原因として生じる災害を広く指すものである。また、将来にわたる災害が発生するおそれであっても、個別具体的な状況に鑑みて、そのおそれを市町村長が認めるときは、必要な措置を講ずべきことを要請することができると解される。

具体的にどのような事象が災害に該当するのかは、個別具体的事案に応じて判断されるものであるが、具体的な事例等を別添に記載するので参考にされたい。

(別添)

# 1「他人に害を及ぼし」

- (1) 「危害」とは、人の生命、身体に加えられる害悪をいう。
- (2) 沈殿池が決壊して、ふもとにある人家が濁流により押し流されるなどは、これに該当する。
- (3) 砂利採取場の出現により緑の野が荒野と化し、付近の風致が乱されるなどの生活環境の破壊は、普通は「他人に危害を及ぼし」には含まれない。
- (4) 採取跡地へ幼児が転落するおそれがある場合などは「他人に危害を及ぼし」に該当する。
- (5) 砂利を運搬するダンプカーによる交通事故の危険性の増大は、一般的には「他人への 危害」であるが、交通事故の防止は本庄の直接の規制の対象とはなっていない。

# 2 「公共の用に供する施設を損傷し」

- (1) 「公共の用に供する施設」とは、道路、河川、橋梁、堤防、公園等をいう。
- (2) 役場、学校などは公共物であるが、公共の用に供する施設ではない。しかし、これらの 建物には、意図が居るのが通常であるので、土地の掘削によりこれらの建物が崩壊す る危険が生ずるような場合は「他人に危害を及ぼし」に該当する。
- (3) 「損傷」とは、「破壊」、「損壊」などよりも広い概念で、物理的な損壊にとどまらず、施設の機能そのものを損なう場合を含む。例えば、河川を汚濁して飲料水の取水源としての機能や観光資源としての機能を損なう場合は「損傷」に該当する。

### 3「他の産業の利益を損じ」

- (1) 他産業の利益の侵害を認可の基準として掲げている理由は、他産業の利益が侵害者と 被侵害者との間の私的な関係にとどまらず、国民経済的にみて重要な関心を引かれる ところだからである。したがって、他産業の利益の侵害であっても、一般の私人間の 解決に任せるべきであるような微々たる損害は、「他の産業の利益を損じ」には該当し ない。
- (2) 「他の産業」の代表的なものは、農業、水産業、林業、工業等である。
- (3) 「他の産業の利益を損じ」の例としては、①汚濁水や廃土の田畑への流入、②砂利採取場の近隣の農地の崩壊、③河川、海岸の汚濁により海苔やかきの養殖業への被害、④地下水の汲み上げや河床の低下による農業用水の枯渇、⑤河川や海における漁業権への被害などが挙げられる。

#### 4「公共の福祉に反する」

砂利の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損ずる場合であって、「かつ、それが公共の福祉に反する」場合には、採取計画は認可されない、公共の福祉に反するか否かについては、砂利採取業の企業活動と公益上の見地との比較衡量により判断がなされる。

### 5「その他」

他法令の規制に違反して汚染土壌を埋め戻し土壌として使用する行為や水質を汚濁する行為については、一義的には当該法令の規制により対処されるべきものであると考えるが、当該行為により砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると市町村長が認める時は、法第37条第1項の要請を行うことはできるものと解される。

# 15 砂利採取法に基づく監督規定

### (1) 調査事務

ア 遵守義務違反の場合

認可を受けた採取計画と異なる箇所の形状、寸法、行為内容を調査確認し、その旨を記録すると共に、その部分が判読できる写真撮影を行うこと。

イ 採取計画の変更を必要とする場合

事情変化の状況及び変更命令を必要とするに至った理由を調査記録し、資料があれば、その資料を収集すること。

ウ 採取計画の変更等の措置を必要とする緊急の場合

災害の発生状況又は災害の発生するおそれがあると認められる状況及び何らかの防止措置を必要とする状況を調査記録し、その状況が判定される資料を収集すること。

エ 不法採取の場合

登録又は許可をうけず砂利の採取をしているものについては、次の調査を行なうこと。

(ア) 無登録の確認

名簿により又は工業振興課に連絡のうえ、確認すること。

(イ) 砂利採取業者としての資格の有無 登録業者でない場合は、事業として採取しているか否かを確認すること。

(ウ) 砂利の使用目的

使用目的(自家用、販売用等)及び運搬先を確認すること。

- (エ) 不用採取場所、使用機械、採取開始時期、発見日時と採取量、運搬用自動車番号、 運転者名、不法採取責任者名及び従事者名、その他予想される災害の発生等を調査 記録すること。
- (オ) 図面作成

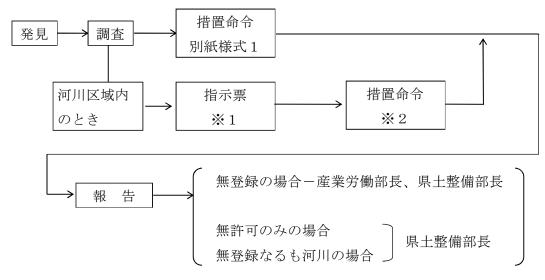
状況により、採取している区域を記入した平面図を作成すること。(河川砂利については横断面図で土地の形状変更の状況が判読できるものを作成すること。)

(カ) 写真撮影

不法採取現場、採取砂利の堆積場及び運搬用自動車の積載状況を撮影すること。

### (2) 処分手続

ア 現に登録又は認可をうけずして砂利を採取している砂利採取業者に対する処分手続は、次によること。



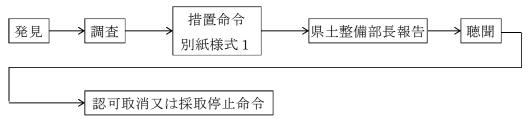
- ※1 「第13章 監督及び不服申立て」の様式10
- ※2 「第13章 監督及び不服申立て」の様式11

### (注)

- (ア) 発見時には、現場で必要な調査を行ない、口頭により行為の中止を指示し、違法行 為であること及び原状回復等の指導を行なうこと。
- (イ) 無登録であるときは、工業振興課に連絡し、措置命令を必要とするときは、法第16条違反として命令書を交付すること。
- (ウ) 登録をうけているが、認可をうけていない場合で、口頭による指示又は指導に従わない場合は、命令書を交付すること。

なお、河川法が適用される区域内の場合は、指示票を交付し、指示した是正の措置をとらないときは、河川法に基づく命令書も交付すること。

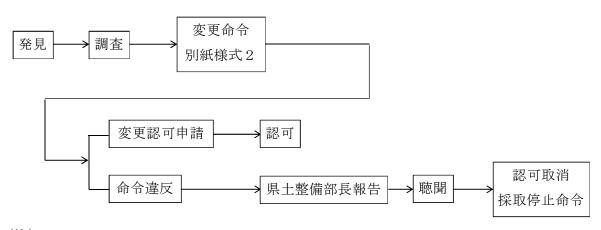
- (エ) 命令書交付後も行為を継続する等で強制執行の必要があると思料されるものについては、命令書の写しに調査事項及び処理経過を記載した書類を添えて報告すること。
- (オ) 命令書を送達するときは配達証明により、手交するときは受領印を徴取すること。
- イ 認可をうけた砂利採取計画に従って、採取をしていない砂利採取業者に対する処分手 続は、次によること。



(注)

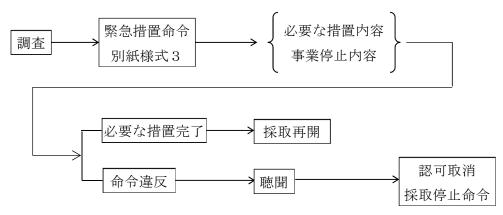
- (ア) 調査は、遵守義務違反として、必要な調査を行なうこと。
- (イ) 発見時には、業務主任者に対し、採取計画と異なる点を指摘し、注意を促すこと。 なお、状況によっては、認可をうけた砂利採取業者にも注意を促すこと。

- (ウ) 注意後も同一行為を継続する等、採取計画と異なることを認識しておりながら、採取計画によらないで採取をしていると認められる場合は、命令書を交付すること。
- (エ) 命令書交付後も同様の意思が見受けられる場合は、命令書写しに調査事項及び処理 経過を記載した書類を添えて報告すること。
- ウ 認可をうけた採取計画の変更を必要とする者に対する処分手続は、次によること。



(注)

- (ア)変更命令後緊急の場合は、緊急措置命令(別紙様式3)を出す場合もある。
- (4) 変更命令後は、法第20条第1項の変更認可申請書を提出させること。
- (ウ) 変更命令に従わない場合は、命令書写しに調査事項、処理経過を添え報告すること。
- エ 採取計画の認可をうけた者に対し、災害防止のため緊急の措置をとらせる必要がある 場合の処分手続は、次によること。



(注)

- (ア) 命令は、変更の効果が直ちに生ずるので、変更認可手続は必要でない。
- (4) 命令書には、災害防止のため、必要な措置をとるよう命ずるが、必要な措置だけで は不充分なときには、事業停止を内容とした命令とすること。
- (ウ) 命令に従わない場合は、命令書写しに調査事項、処理経過を添えて報告すること。

## (3) 告 発

違法行為を発見した場合、土木事務所職員の是正の指示に従わず、又措置命令に対して も義務を履行せず違法行為であることを認識しながらあえて違法行為を続行する悪質者 に対しては、県土整備部長に報告し、告発について指示をうけるものとする。 様式1

(措置命令)

命令第 号

住所

氏名

あなたが

番地において、砂利を採取している行

為は、砂利採取法(昭和43年法律第74号)第 条及び第 条の規定に違反しているので、直ちに行為を停止するとともに、下記期日までに、同法第23条第2項の規定に基づき、下記の措置をとることを命じます。

この処分について不服がある場合は、1.この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、兵庫県知事に対して審査請求すること、及び2.この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する 裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

令和 年 月 日

兵庫県○○県民局長

記

- 1 災害防止のためにとるべき措置
- 2 停止を必要とする措置

様式2

# (変 更 命 令 書)

命令第 号

住所

氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって認可した 番地における砂利採取計画は、下記の理由により、変更すべき必要が生じたので、砂利採取法(昭和43年法律第74号)第22条の規定に基づき、認可採取計画の変更を命じます。

この処分について不服がある場合は、1.この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、兵庫県知事に対して審査請求すること、及び2.この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する 裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

令和 年 月 日

兵庫県○○県民局長

記

- 1 変更を必要とする理由
- 2 変更すべき内容
- 3 その他

様式3

### (緊急措置命令)

命令第 号

住所

氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって認可した 番 地における砂利採取計画区域において災害が発生(しており、するおそれがあり)、被害防止措置をはかる緊急性が認められるので、砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号)第 23 条第 1 項の規定に基づき、直なに(下記の措置をよることを、砂利の採取を停止するよう)会じ

1項の規定に基づき、直ちに(下記の措置をとることを、砂利の採取を停止するよう)命じます。

この処分について不服がある場合は、1.この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、兵庫県知事に対して審査請求すること、及び2.この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する 裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

令和 年 月 日

兵庫県○○県民局長

記

- 1 緊急を要する理由
- 2 災害防止のためとるべき措置内容
- (3 採取停止を必要とする期間)

# 砂利採取法に基づく監督規定(解説)

#### 第21条 遵守義務

認可をうけた採取計画に従って採取を行わなければならない。

(罰則あり) ---

- (1) 変更認可(第20条)をうけず採取計画を変更して採取を行なえば本条違反となる。
- (2) 採取量の予定より越えた場合…故意があれば…本条違反
- (3) 採取計画を越える採取について、採取計画の遵守義務違反か無認可採取か限界が明確でない。 (採取計画に若干違反した場合(例:区域を若干越えたとか、採取量を若干オーバーする場合) は遵守義務違反として処理すること)

#### 第22条 変更命令

- → 事情変更により採取計画の変更が必要となった場合
- 緊急措置命令を出すほどの緊急性がない場合

(罰則なし) ---

- (1) 事情変更に伴う命令である。16条の認可時には19条の要件に該当せず災害発生のおそれがなかったが、採取の進行に伴って採取場の様相が一変して、従来の採取計画を遵守するだけでは不充分で従来の採取計画を変更せざるを得なくなった場合に変更命令を発動する。
- (2) 変更命令を出す理由が、台風、集中豪雨等の自然現象によるものであるが、人為的なもの(採取の進行による事情の変更のため等)であるかは問わない。
- (3) 命令発動は、業者が計画を変更して、変更の認可申請をすることを義務づけるだけである。命令は事前の予防措置を講ずるためのもの。
- (4) 災害発生が目前に迫っていて、変更認可の申請をまって認可するという時間的余裕がない場合 には、緊急措置命令を出すことになる。

# 第23条第1項 緊急措置命令 (事業停止を含む) 緊急の場合であって変更命令等では間にあわない場合

### 第23条第2項 本法違反者に対する法令

第3条(登録)第16条(認可)または第21条(遵守義務)に違反した者に緊急性がなくとも直ちにこの命令を 出し得る。 (罰則あり) ---

(1) 緊急の例として

現実に災害が発生している場合、その他洪水、台風、集中豪雨等が接近している場合などで、自然現象によるのでなくとも、社会通念上直ちに何らかの防止措置を施さないと災害が発生することが明らかである場合は、緊急性があることになる。緊急性がない場合は変更命令(第 22 条)で対処することとなる。

- (2) 変更命令を出したが、まだ変更認可申請がある前に、事情が変更して、緊急性を帯びてきた場合は緊急措置命令
- (3) 第1項の命令は採取計画の認可を受けた者に、第2項の命令は登録を受けていなかったり、認可 を受けていない者に発動する。ただし、認可をうけた第21条の遵守義務違反者には(法違反、 緊急性がない点より)第2項の命令を出す。
- (4) 必要な措置は、災害防止のために過重なものでない限りどのような内容でもよい。 (例:沈澱池や築堤、危険防止柵の補強など採取計画の内容を強化したものが多いと考えられる。)
- (5) 採取計画の変更の効果が直ちに生ずるので、変更認可は不要である。
- (6) 必要な措置をとらせるだけでは、災害の防止に不充分であるときは、採取の停止を命ずることができる。(必要な措置と停止の両方を同時に命じてもよい)
- (7) 第2項の命令は、緊急性など必要でなく、法律に違反した事実があれば直ちに発動できる。
- (8) 本条の命令に対して必要な措置をとらないとき…行政代執行を行なうことができる。

### 第26条 認可の取消し又は採取の停止命令

本法に違反して砂利の採取を行なっている者

(罰則あり)

#### 第34条 立入検査

事務所、採取場その他業務を行なう場所に立ち入り、検査 質問ができる (罰則あり) ---

- 立入検査ができる範囲は、県内に限る。
- (2) 身分証明書を示すこと